

第六十五回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第八号

昭和四十六年二月十七日(水曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

理事 佐伯 宗義君

理事 高橋清一郎君

理事 中島源太郎君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 佐藤 觀樹君

理事 堀 昌雄君

理事 古川 雅司君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

委員外の出席者

大蔵省銀行局中 結城 茂君

小金融課長 遠藤 文夫君

自治省行政局行 政課長 河野 通一君

参考人 (日本銀行副総裁) 末松 経正君

大蔵委員会調査 室長

二月十六日

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

第一類第五号

大蔵委員會議録第八号

昭和四十六年二月十七日

(内閣提出第五五号)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

本日開議に付した案件

預金保険法案(内閣提出第一三三号)

貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○佐藤(観)委員 この預金保険法案の出る環境と申しますか、何といつてもいまの物価が高くなつてくる中で、ほんとうの預金者保護というところを考えると、当然これは物価の問題とも関係してきます。その他この預金保険の出る環境についてはさまざまありますが、その環境で質問されてまいりました。ですので、その環境については、まわりの情勢については、ただ一点だけ、金融機関の支払い準備その他が非常に低いという点、これについて一点だけ私お伺いをしたい、法案の中身に触れたいと思うのです。

この答申にもありましたように、預金保険についていろいろ問題があるけれども、その根本となつてゐるのはやはり金融機関の支払い準備が非常に少ないことじゃないかと思うのです。この答申にもありますけれども、「金融機関の自主的な預金者保護態勢の見地からすれば、現在わが国の金融機関の支払準備率、流動性資産比率、自己資

本比率はまだかなり低い。預金者保護の見地から、これらの比率を改善し経営の健全化、正常化を図ることは、金融機関として当然の責務であり、」ということが書かれてゐるわけでありまして、また提案理由の説明の中にも、「政府といたしましては、預金者保護のために金融機関の経営の健全化を一段と推進するよう、今後とも監督、検査権の適正な行使をはかつてまいる所存であります。」というわけですね。

それでお伺いしたいわけですが、私は、この預金保険制度というものをつくつていく以上は、この支払い準備あるいは検査などが表裏一体となつてなされなければ、預金保険というものはほんとうの意味を發揮しないのじゃないかと思うのです。それで、この支払い準備率あるいは流動資産比率、自己資本比率、これらが高めるためにいままでもいろいろなことをやってこられたと思うのですが、一体いままでどのような行政指導をこれに対してなさつてこられたのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまお示しのごさしましたとおり、預金保険制度というのは、いわば伝家の宝刀と申しますか、最後のよりどころでございします。その前の段階で自主的にできるだけ支払い準備率を高めるといふことが金融機関としてはぜひとも必要であると思ひます。

そこで、従来もいろいろと指導を行なつてきたわけですが、大筋を申し上げますと、まず相互銀行、信用金庫、信用組合、この中小三機関につきましては、いろいろと変遷はございましたが、現在の姿では要求払い預金の短期三〇%及び定期性預金の一〇%、この両方を一〇〇%といたしまして、この一〇〇%をできるだけこえるようにという指導を行なつてきておるわけでございます。

この根拠は、相互銀行法で申しますと、第十三条

でございます。それから信用金庫で申しますと、三十四年八月十五日の通達でございます。信用組合の場合には、四十三年八月三十一日の通達でございます。そしてただいままでにかなり強力な指導を行なつてまいりました結果、先ほど申し上げました比率を一〇〇%といたしまして、それに対して相互銀行の場合は四十五年上期の平均残高でまゐりまして二四・四%、大体一〇〇%に対して二四・四%といふところについてゐる。それから信用金庫の場合には一〇〇%に対して一七・七%、それから信用組合の場合には一六・三・三といふやうなところについております。そのやうなことで、過去においていろいろの問題を起してあります金融機関につきましては、できるだけ支払い準備を厚くするといふ指導を行なつてまいつております。なかなか一挙に著しくこれを引き上げるということもむずかしいところがございますが、徐々に厚くなりまして現在その辺でございます。なお、今後とも指導につとめてまいるつもりでございます。

○佐藤(観)委員 たとえば流動性資産について見ますと、大體行政指導としては三〇%ぐらいが適当ではないかといわれてゐるわけですが、たとえば四十三年度の都市銀行、地方銀行でもまだ二四%といふ台になつております。それから相互銀行及び信用金庫について見まして、相互銀行が約一九%、信用金庫が三〇%といふ流動性資産の内容になつてゐるわけですね。それから自己資本比率を見まして、都市銀行で四・一%、地方銀行で五・二%、相互銀行で三・九%、信用金庫で六・二%になつてゐるというふうな報告されてゐるわけですが、これはアメリカ、西ドイツに比べると半分、日本の戦前に比べても四分の一にしかないという状況にいまだになつてゐるわけですね。いままで銀行局長さんがおっしゃいましたけれども、ではなぜ行政指導の目標とするやうな

高い値にまで、いままでやってこられたことが効果があがらなかったのか、どこに原因があるとお考えになつてゐるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のありました点につきましての一番基本的な原因は、金融機関の所持率だけを取り上げて、これを改善することが非常にむずかしい客観的な経済情勢というものが存在したという点にあるかと存じます。それはやはり成長の角度がきつて高いという状態、したがってまた企業の借り入れ依存度が非常に高い、そういう状態におきまして、経済全体の構造が直つてまいりませんと、金融機関の、ただいま御指摘のありましたような所持率を急速に改善することがはなはだむずかしい面があつたわけでございます。しかし、ようやく本年度あたりは資金需要も鎮静化の傾向を見せてきておりますので、ただいまお示しのありましたような諸点についての指導を一そう強化する好機であるというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 いまのお答えの中で、金融機関の制度というのか、それだけでは改善できないというおことばの中で、経済の高度成長という成長の角度から、どうもその環境になつたというお話でございますけれども、しかし今年度の予算を見ましてもあるいは財政支出を見ましても、必ずしもその成長が鈍化、いわゆる銀行金融面において預金の準備率を高めるなり何なりするような面にまで響くと思はれるほど成長が鈍化するとは私は考えられないと思ひます。たとえば成長率にしましても、やはり本年度も一〇%ぐらいになるのじゃないかと思ひますけれども、いま局長さんのお話では、そういう環境ができたとおっしゃらない、できやすくなつたとおっしゃいますけれども、じゃ今後準備率を上げていくのにどのような具体的な環境は確かに今度の経済成長が鈍るといっても、私はそれは大きな環境にはならぬのじゃないかと思ひます。その環境ができたとおっしゃるならば、今後この支払い準備率

なりあるいは流動性資産の比率を上げていくに、具体的にさらにどういうふうになさつていくおつもりなのか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○近藤政府委員 まさにただいまお話のございましたように、今年あたりは好機とは申しながら、やや長期的に見ますれば、非常にむずかしい道であらうかと存じます。しかしながら、少しでもこの支払い準備率を高めあるいは流動性比率を高めるといふ方向で指導をいたしますために、たとえば流動性比率、これを具体的に高めますためには、どうしても主として都市銀行などにおきまして預貸率の指導を厳重にやつてまいる必要があるわけでございます。そこで、新規の増加分に対する預貸率、これらの指導を強化いたしまして、それによつて流動性比率の引き上げという目的も達せられるように、そういう方向での指導を今後とも続けてやつてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 どうも私もわからないのですけれども、いままでこの支払い準備率なりあるいは流動性資産を上げる問題なり、ずっと銀行局としてやつてこられたと私は思ひます。預貸率の問題にしましても、行政指導はいままでずっとやつてきたわけですね。しかし、やつてきたけれどもいまだに、先ほど私が読み上げたような低い数字になつてゐる。これがやはり問題なんじゃないかと思ひます。行政指導をやつてきたけれどもいまだに上がらない、さりとて環境としてもそれはやはりよい環境になつてゐるとは私は思ひません。そして預貸率を高める指導を強めていくというけれども、じゃなぜいままで強められなかったのか、どうしていままで効果があらなかつたのか、ということが、やはり私は問題なんじゃないかと思ひます。その辺がどうも私は納得ができませんので、その辺、もう少し御答弁を願ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 長期的に見ますれば、かなりの改善は見えておるわけでございます。たとえば預貸率でまいりますと、三十五年上期あたりからの数字を申し上げますと、まあ三十五年あたりは九・三とか九・四という数字でございまして、その後三十九年あたりになりまして一〇・七・六という数字にのぼりまして、それから四十年に一〇・六あるいは一〇・一・九という数字、それから徐々に下がり始めて四十二年の上期に九・八・八、下期に九・八・九、四十四年の上期に九・六・七、下期に九・七・二、そして先ほどの四十五年の上期に九・六・九、まあ一番高いところで一〇・七・六というあたりがここ数年のピークであつたわけでございますが、それから九・六・九あたりまで、預貸率指導の結果下がつてはきておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、全般的な資金需要の旺盛さ、国際競争の問題、いろいろございまして、これを一挙に引き下げるといふことはたいへんむずかしい情勢ではあるわけでございます。さらに努力してまいりたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 私は冒頭に申し上げたように、この預金保険というものを考える場合には、やはり銀行の経営として支払い準備率なりあるいは流動性資産なりというものをしっかりとっておかなければいけない。この預金保険とそういう銀行の経営とは表裏一体なものであるというふうに思ひます。ですから、そういうことになると、今度の機構に、銀行の支払い準備率あるいは流動性資産の比率、そういうものに対して検査なり指導なり、そういうものをやる権限が必要なのではないか、こう思ふのですが、いかがでございますか。

○近藤政府委員 実は、昭和三十一年に預金保険制度の法案の提出を前にしまして、一番強い反対が業界から出ましたのもその点でございます。その点が一つの強い反対のポイントでございます。いまして、法自身がいふ検査をするようなことにはしないではないかということが非常に大きな要望であつたわけでございます。現実に大蔵省なり日本銀行の検査というものが片方にございまして、それからまた一方、こういう種類の機構はあまり大きなものにならないように、できるだけ簡素化してまいるということが必要でもございまして、また、それによつて保険料を引き下げることにも可能になるわけでございます。いろいろな観点からできるだけ機構には最小限の仕事、つまり保険料の徴収、保険金の支払い、この二点にしかつた機能を持たせるといふ方向で法案は考えられておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 銀行局長にたいへんな愚問を免すのですが、たとえば過去の十年間をとつた場合に、この預金保険制度がもしあつたとすれば発動されたであろうと思ひます件数を申し上げますと、大体信用金庫が五年に一度、信用組合が二年に三度、そのくらいの割合で、過去における事跡をあらためて今度の法案でふりかへてみますと、大体そのくらいの発生率になつております。もちろんその間に行政指導、検査等の強化によりまして、この件数は将来にわたつてはさらに減らしていきたいというふうには考えておりますが、一応の目安として、過去を振り返りますとそういうことになつております。

○佐藤(観)委員 銀行局長がこれから数がふえるということになるまいと思ひますので、当然これはゼロにしなければいけないことだと思ひますけれども、その際、考え方として、銀行のほうから出していく保険料というものが、この数が減れば当然機構に集まる金というものはどんどんたまっていくことになると思ひます。それで私はこういうふうな考えです。たとえば十年間保険料を積み立てる。その際、一度も発動されないというのは当然あるわけですが、十年間積み立てた保険料をさらにまた同じだけ十年間やっていますと、非常に機構のほうに保険料がたまつて、それからまた一方、こういう種類の機構はあまり大きなものにならないように、できるだけ簡素化してまいるということが必要でもございまして、また、それによつて保険料を引き下げることにも可能になるわけでございます。いろいろな観点からできるだけ機構には最小限の仕事、つまり保険料の徴収、保険金の支払い、この二点にしかつた機能を持たせるといふ方向で法案は考えられておるわけでございます。

てしようと思うのです。それで、たとえば十年間に何も起こらない都市銀行なら都市銀行に、前に積み立てた十年間のうちの五年分を戻す。何というか、還元金と申しますか、そんなようにして戻す。ただし、それはいわゆる融資のほうに回すのではなくて、私が最初に取り上げた支払い準備金なりあるいは流動性資産なりを高めるようにプールしておくというところで行政指導なりあるいは法律というものをつくるといふ方向はどうでしょう。

○近藤政府委員 まさにおっしゃるとおり、実際の事故率と絶えず見比べながら保険料率というものは考えていかなければならない、こう思っております。したがって、大体五年程度で保険料率の再検討をやるという事を考えておりますので、あまり過ぎるという事態はございません。したがってまた、保険料率をとらないということによって反射的に各金融機関内部における内部留保は厚くできるということにもなるわけでございます。

○佐藤(観)委員 その点が私はちょっと違うんじゃないかと思うのです。つまり、保険金を取らないことで内部留保ができるんだら、私はいままででも内部留保はかなりできていたのではないかと思うのです。やはり強制的に取られ、そして機構にプールされていかないと、銀行のほうとしてもいま言ったような支払い準備金なりあるいは流動性資産を高めるように経営を持ていくという事はやれないし、やらないのではないかと思うのです。それで、私が言うのは、機構のほうに吸い上げて、何も起こらないところにはそれを還元金として戻して、それを目的つきで戻すわけですね。単なる融資のほうに回すということではなくて、支払い準備金その他を高めるためにこれはプールしておきなさいということに戻す、そういう機構というのには必要なんじゃないか。それだけ強制的にやらないと私は上がっていかないんじゃないかと思うのです。保険の支払い料率を下げると、自然にそれだけ内部留保ができ

るというふうにはならないで、やはり余った金は融資のほうに回して、依然として銀行経営の健全化ということではできないんじゃないか。せっかくこういう機構ができるからには、そういうふうに使われない金というのはいくらにしろ、戻すけれども、それは支払い準備金なり流動性資産なりを高める目的に回すのだ、これはあくまで内部留保しおきなさい、そういう目的をつけて戻すという制度をこの際一緒に考えたかどうかと思うのですが、いかがでしょう。

○近藤政府委員 ただいまきかれて大胆に予想をいたしておりますが、保険料率というのは、昨日も答え申し上げましたように、大体一万分の一以下十万分の六程度というものを考えておるわけでございますが、この保険料率というのは、償却前利益なり経費なり、そういうものと比べても四〇・三〇くらいのもので、きわめてわずかな負担ということでも考えておるわけでございます。したがって、それを強制的にプールしてみても、いわゆる内部留保の改善にはほとんど問題にならない程度の少額の金額でしかないというところで、本来、預金保険制度の全体の機構を、先ほども申し上げましたように最低限度の簡素なものにして、したがって保険料率も最低限度の低いものにしていくという方向で考えておりますので、それを強制的にプールをしまいいって、それによって金融機関の内部留保を厚くするというのは、これは金額ではないということでございます。

○佐藤(観)委員 少し話を変えますが、この預金保険機構の基本的な性格なんですけれども、これはちょっと確認をしておきたいのですが、一つの銀行にとつてみれば、それが積み立てた額以上に引き出すことというのは、この十年間というものをとつて考えてみた場合にはないのです。その銀行が保険料率として機構に納める、その額以上に機構が万が一何かあったときに出すということはないですね。

○近藤政府委員 保険料を各金融機関が納めまし

て、それを保険機構でプールをいたしております。その法律に規定されておりますような保険事故がどこかの金融機関に発生いたしました場合、その保険事故は第一種、第二種と二つございしますが、たとえば支払いが不能になった場合、それからあるいは破産の宣告あるいは解散の決議といったようなことが行なわれた場合、そのような場合にはその保険金が当該金融機関の預金者に直接支払われるというところでございます。したがって、金融機関に支払われるわけではございません。

○佐藤(観)委員 いや、預金者に支払われるのはわかってはいるんですが、その総額というものが十年間をとつた場合に、たとえば五年以後銀行が積み立てておいた総額よりも、いざ何かあったときに預金者に支払う総額というものが、機構が支払うほうが銀行が積み立てた額よりも多くなる。つまり機構としては持ち出しですね。そういうことといふのはないわけですね、この機構の制度からいって。

○近藤政府委員 機構が集めた保険料以上のものを一時的に支払って、それをたとえば日本銀行からの借入れ金によって泳ぐという場合はあるかと存じます。ただこの日本銀行からの借入れ金は、その後機構が各金融機関から徴収をいたしました保険料によって補てんをするという形になります。

○佐藤(観)委員 そのからくりはわかるのですが、そうじゃなくて、たとえば都市銀行でも相互銀行でもいのですが、AならばAの銀行があるといいたします。それで五年間プールいたします。五年後に残念ながら経営の破綻を来したとする。そのときに機構が支払う、つまりA銀行の預金者に支払う保険金の総額というものは、五年間にA銀行が機構に納めた額の総額を上回ることにはこのシステムとしてはないわけですね。そういうことなんです、私の質問は。

○近藤政府委員 当然でございます。それがこの保険機構の特質でございます。第三者のためにする保険というものは、そういうことによつていざと

いう場合の危険をカバーすることでありまして、したがって各金融機関が支払った金額を当然上回るというのが通常の場合でございます。

○佐藤(観)委員 しかしこの制度の中では、一預金者に対して支払われる保険金額というのは百万円までを限度としております。そういうした場合に、私もまだ試算はしてないのですけれども、それをオーバーする額になりますか。

○近藤政府委員 先ほども申し上げましたように、支払うほう、各金融機関が保険機構に払います保険料の率は十万分の六というきわめてわずかな率であります。一方におきまして、いざ破綻を生じた際には預金者に百万円までを全部返すということになりますので、その金額は通常の場合納めた金額よりもはるかに大きな金額になるわけでございます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、この機構には、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、これだけの銀行が入るわけですが、いままで過去にこれらの各種の銀行、信用金庫、信用組合も含めていろいろな経営の破綻を起こしたことがあると思うのです。そうすると普通銀行から信用組合までの種類の銀行が、一番経営の破綻ということになると多いですか、いままで過去の例からいって。

○近藤政府委員 先ほど申し上げましたように、過去の昭和三十年あたりからの実例を申し上げますと、信用金庫の場合に五年に一度ぐらい、信用組合の場合に二年に三度ぐらい、そういう破綻を生じております。それ以外の金融機関については、そういう事例はございません。

○佐藤(観)委員 そうしますと、やはり普通銀行から信託銀行からずっと相互銀行、信用金庫、信用組合というものを一緒に含めますけれども、預金者から見ると、危険率というのは、こう言うところ非常に語弊があるかもしれませんが、こう言う過去の例から見ると、信用金庫と信用組合が残念ながら一番経営の破綻という面から考えるならば危険性が多かった。これからはどうなるかわ

かりませんが、多かったと言っても私はいいんじやないかと思うのです。それを今度の機構の中で、全部一律の保険料率で機構の中に入れる、これは一体いかなるものかというふうには私には思いません。保険というものはやはりどんな保険でも、生命保険でもからだの悪いというか、それからたとえば自動車の保険にしても、オーナーードライバーではなくて専門のドライバーのほうが、保険料率が高くなる。それはやはりそれだけ危険性が高いから保険料率が高くなっているんだと思うのです。今度の機構ではこれが全部保険料率が一緒である。これはどうもあまり納得がいけないのです。その点はどういうふうにお考えにならないか、同一保険料率というふうになさったのか、その点をお伺いしたいと思います。

○近藤政府委員 金融機関の場合におきましては、非常に特殊な事情があるわけでございまして、いわゆる信用秩序というものは、大銀行から小さな信用組合に至りますまで、全部が一体となつて形成をされておるわけでございます。したがって、そのどの部分にかかりに破綻あるいは取りつけ騒ぎ、そういったようなことが起こるといたしまして、それはやがては全般に及ぶというおそれが多分にある性質のものでございます。そこで、たとえば信用組合の破綻あるいは信用金庫の破綻というものは、その信用金庫なり信用組合だけの問題ではございません。広く信用秩序全般の問題であります。したがって、そういう意味では大銀行の問題でもあり、信託銀行の問題でもあり、地方銀行の問題でもあるというふうに觀念ができるわけであります。しかもそれらはみなひとしく政府の免許もしくは都道府県の免許を受けて成立した金融機関でありますので、それらが一体となつて信用秩序を守つてまいる、そのための保険でございしますから、保険料率はすべてこれは一律に課するというところで大銀行も納得をいたしておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 しかし、たとえば過去の十年間にこの機構があつたとしたら、これは普通銀行から相互銀行までの銀行が、信用金庫なり信用組合の破綻に対して保険料を、取られるというところから信用組合なり信用金庫に保険を出していただくという形になつていいたと思うのです。そうすると、いま局長さん言われることはわかるけれども、普通銀行にしても、何かやはり取られ損というか、自分たちは納めるばかりで——普通銀行が破綻を来すということになると、これはもう大問題になるわけですから、信用組合でも大問題で、その問題はまたちょっととから聞きしますけれども、なるわけなんです。その辺のところはどうもあまり公平ではない。金融機関として一体であるというところはわかるけれども、やはり危険性がそれだけ違うものと同じにしておくと、うのは、あまり民主的なことではないんじゃないかという気もするんですが、その辺のところはどう一度、いかがですか。

○近藤政府委員 過去におきましては、それらの破綻の事例がございました場合には、個別的に近隣の大きな金融機関が救済に乗り出すといったような方法で、いろいろな手段がとられてきたわけでありまして、ところが、そのような手段というものがだんだん無理がきかなくなつてきたというところが申せるわけであります。特に、最近のように非常に各種の金融機関の間の連携が密になつてまいりますと、一とこで起こりました破綻は直ちに他に波及するというようなおそれも非常に強くなつてまいつております。それからまた、従来近隣の金融機関がその破綻に瀕した金融機関を救済するという場合におきましては、その金融機関自身、やはり何らかのメリットがなければ、その金融機関の株主に対して申しわけがないという点もございまして、あるいは店舗行政という点での特典の取り扱いということが若干行なわれざるを得なかった面も多少あるわけでございします。ところが御承知のように、最近数年間、金融機関の体質強化、効率化という方向に沿ひまして、店舗行政などもだんだん弾力化されてま

いつております。したがって、従来のような個別的な救済方法によつていくのはだんだんむづかしくなつてきている。それを補いますために、たとえば業界での自助体制、相互援助制度、こういうものも大いに拡充をしつゝあります。また、してもうように私どももつとめてはおりますが、それだけでは不十分、最後の最後はやはりこの預金保険機構ということにたよらざるを得ない。その預金保険機構のたてまえというものは、やはり金融制度全体としての秩序の保持というところをございします。これは大銀行も、昨日申し上げましたように、一番大きな大銀行の保険料は一億五千万ぐらい、一番小さな信用組合においては千三百円ぐらいというほどの開きはございしますけれども、それだけの保険料を払つても、なおかつ信用制度の保持育成にはつとめるべきであるというところが大銀行側の考えでもございまして、これが先般参考人の意見としても述べられたところであるわけでございします。

○佐藤(観)委員 それから、この預金保険が発動される時のお話ですが、これは四十九条に書いてあるわけですが、いわゆる「金融機関の預金等の払戻しの停止」、これが第一種保険事故ですね。それから第二種保険事故というのは「金融機関の営業免許の取消し(信用金庫にあつては、事業免許の取消しとし、信用協同組合にあつては、解散の命令とする)」、こういうふうになつて、それと「破産の宣告又は解散の決議」、これが第二種保険事故となつておるわけですが、これも、これを判定をするのは、機構の委員会がするわけですね。

○近藤政府委員 第一種の事故の場合におきましては、一月以内に委員会が支払うかいかを決定する。それから第二種の場合には、自動的に直ちに機構が発動するというたてまえに相なつております。

○佐藤(観)委員 その場合に、第一種の保険事故の場合に、これは一月間以内に委員会がきめるとなつておりますが、それは、発動するかいなか

という判定にそれだけ時間がかかるということですか。

○近藤政府委員 そのとおりでございまして、一月以内に当該金融機関がはたして再建が可能かどうか、そこを十分見きわめました上で、再建がおぼつかないという場合に発動するというたてまえになつております。

○佐藤(観)委員 ここで問題になつてくるのは、この前のいわゆる富士銀行の十九億円事件。これは富士銀行でしたからつづれまされけれども、十九億事件やら、あるいは各地で起こつていて、信用組合、信用金庫の理事長が二千万、三千万持ち逃げする、あるいは責任行為をするというふうな場合が、不幸にして現実にあつたわけですから、あるいはそういう責任なんかによつてつづれた場合ですね、経営に破綻を来したした場合にも、この保険機構は発動されますか。

○近藤政府委員 そのような事実があつたかどうかという問題は一応別といたしまして、現実に窓口からの支払いが行ない得なくなつたかどうか、その時点をこの法律ではとらえておるわけでございします。したがって、第一種の保険事故は、いかなる原因なり内容によるかは別として、とにかく現実に窓口で預金者に対する支払いができなくなつた、それが第一種の保険事故でございします。それから第二種のはうは、もうはつきり破産の宣告とか営業免許の取り消しとか、そういうこととでございします。これはもうきわめて明白な事実として天下に知れ渡るわけでございしますから、その場合はもう自動的に発動する。第一種の場合には、いま申し上げましたような、その原因のいかんを問はず、とにかく現実に支払いができなくなつた時点、この時点をとらえまして、それから一月以内に運営委員会におきまして機構が発動すべきやいなやを決定いたすわけでございします。

○佐藤(観)委員 そうしますと、たとえば信用組合の理事長が二千万、三千万を背任、横領したと

という判定にそれだけ時間がかかるということですか。

○近藤政府委員 そのとおりでございまして、一月以内に当該金融機関がはたして再建が可能かどうか、そこを十分見きわめました上で、再建がおぼつかないという場合に発動するというたてまえになつております。

○佐藤(観)委員 ここで問題になつてくるのは、この前のいわゆる富士銀行の十九億円事件。これは富士銀行でしたからつづれまされけれども、十九億事件やら、あるいは各地で起こつていて、信用組合、信用金庫の理事長が二千万、三千万持ち逃げする、あるいは責任行為をするというふうな場合が、不幸にして現実にあつたわけですから、あるいはそういう責任なんかによつてつづれた場合ですね、経営に破綻を来したした場合にも、この保険機構は発動されますか。

○近藤政府委員 そのような事実があつたかどうかという問題は一応別といたしまして、現実に窓口からの支払いが行ない得なくなつたかどうか、その時点をこの法律ではとらえておるわけでございします。したがって、第一種の保険事故は、いかなる原因なり内容によるかは別として、とにかく現実に窓口で預金者に対する支払いができなくなつた、それが第一種の保険事故でございします。それから第二種のはうは、もうはつきり破産の宣告とか営業免許の取り消しとか、そういうこととでございします。これはもうきわめて明白な事実として天下に知れ渡るわけでございしますから、その場合はもう自動的に発動する。第一種の場合には、いま申し上げましたような、その原因のいかんを問はず、とにかく現実に支払いができなくなつた時点、この時点をとらえまして、それから一月以内に運営委員会におきまして機構が発動すべきやいなやを決定いたすわけでございします。

○佐藤(観)委員 そうしますと、たとえば信用組合の理事長が二千万、三千万を背任、横領したと

ほど来銀行局長から、支払い準備率あるいは流動資産の比率、自己資本比率を高めることに万全を期してきたい。従来もやっておりましたが、今後ともそういうことを進めて、ますますって保険機構が発動できない体制を固めるといふ姿勢が必要であらうと存じますし、そういう方針でやっていくつもりであります。

○竹本委員 だから商法改正の場合も同じような立場でひとつ再検討してもらいたいとは思うのですが、これは本委員会と直接関係ありませんから、希望を申し上げておきます。

そこで銀行局長にお伺いしたいのは、この前富士事件が起こりましたときに、そういう内部体制確立の一つの手段として銀行の内部の監査を強化してもらいたい、そういう立場から私は強制休暇をひとつ考えてみたかどうかというのを提言をいたしまして、聞くところによれば、その後その考え方を取り入れていただいているように思うのですが、それはどういふふうに進んでいるのか、経過を聞きたい。

○近藤政府委員 御提言の趣旨にかんがみまして、その後全銀協におきまして業務管理等改善委員会というものが設けられました、四十五年の十月十三日付をもちまして業務管理等の改善についての申し合わせが行なわれたわけでございまして、連続休暇制度についてもその一環として検討しようということにまずそのときになったわけでございまして。そうして検討を続けた結果、十二月二十二日付をもちまして、各銀行がこの連続休暇制度を採用して、おそくとも四十八年度までにはこれが定着するように努力するということをお願いをしまして、各銀行に通知をした、そういう報告を受けております。

連続休暇制度の採用についての全銀協申し合わせという文書は四十五年十二月二十二日に出されておりますが、中身は、「全国の銀行は、全行員を対象とする一週間の連続休暇制度を採用するものとし、各銀行はこの制度の可及的速やかな実施をはかり、遅くとも昭和四十八年度には定着する

ことを目的として努力するものとする。」ということになっております。

それからその実施の状況でございますが、まず都市銀行につきましては、大半は四十六年度中に実施に至る見込みでございます。富士銀行は四十六年の四月から実施の予定で、現在協議中でございます。それから地方銀行は二、三行が四十六年度中に実施に至る見込みでございます。信託銀行は全行すべて四十六年度中に実施に至る見込みでございます。

○竹本委員 御努力を高く評価したいと思いますが、先ほどは何かの問題で出ましたが、こういうこともやはりそういうような連続休暇制度を取り入れられたというふうな、銀行も富士事件にかんがみて、姿勢を変えたんだということを銀行さんの立場から大いにPRしたほうがいいだろうし、事故防止の意味からいえば、そういうことを大いにPRして、変なことが銀行の内部で行なわれないようなムードをつくるということが大事だろうと思うんですね。そういう点からいくと、ちょっとPRが足りないと思うのですから、やはりそういう世論をかき立てる努力をしていただいて、みんなの力でそういう事故が再び繰り返されないようにしてもらいたいと思っておりますので、今後の御努力を要請しておきたいと思っております。

次に、今度保険機構という、ちょっと変わったものができるわけですが、保険機構というふうな、「機構」といったものの例はわが国ではいまいちというものがありませんか。

○近藤政府委員 公式のもので「機構」という名前をつけたものはほかにはございません。

○竹本委員 そこで、「預金保険機構は、法人とする。」と書いてあるけれども、一体どんな法人ですか。

○近藤政府委員 特別法に基づきます特別法人でございます。

○竹本委員 社団法人的なものか、財団法人的なものか、あるいは会社のようなものなのか。もっとも初めての機構ということでございしますので、

理解するのになかなかむずかしいと思うのでございます。特別法人ということとは当然でありますけれども、一体どういう法人か、もう少し掘り下げてお伺いしたい。

○近藤政府委員 この法律に基づきましての特別法人でございますので、特別のものではございませんが、ただいま幾つかおあげになりました中では、性格といたしましては財団法人に近い、社団法人ではないということをして、して申し上げれば申し上げます。

○竹本委員 そこで財団法人的な感じがするし、そうでない面もあるからお伺いするわけですが、まず基本財産というのを政府なり日銀なり金融機関なり、それぞれ一億五千万円ずつ出すということですね。その場合に、これは機構の本来的な意味から言うならば、むしろ全額政府が出資して、厳正中立な立場でやるということのほうがもっと本来の趣旨に合う、すっきりした姿ではないかと思ひますが、その点についてはいかがですか。

○近藤政府委員 そういうお考えも当然あり得るかと存じます。諸外国におきましてもそのような例が確かにございます。ただ、わが国の場合、特にこの機構をつくり出す際の金融制度調査会の議論その他を通じて、非常に特徴的でございまして、それは、できるだけ民主的な制度にしたいということであつたわけでございまして。民主的かつ簡素な制度にしたいということが、今回の機構をつくり出すにあつた非常な特徴的な議論であつたわけでございまして、したがって、まず信用秩序の保持育成ということになりますと、第一次的には民間金融機関自身が責任を持つべきである、第二次的には中央銀行である日本銀行が責任を持つべきである、それから究極的には政府が責任を持つべきであるということ、そこでこの資本金につきましても三者均等というたてまえがとられたわけでございまして。諸外国におきましては、一種の政府機関的なものが多いわけでございますが、この点の預金保険制度は、政府機関とい

うことではなしに、非常に中立的、自主的な色彩、性格を持つておる点が特徴であらうかと存じます。

○竹本委員 いまお述べになりましたその三つの段階といたしまして、考え方の最後ということになれば、私はやはり政府全額出資のほうが筋が通るではないかというのを特に強調したいわけでございますが、局長がいま御指摘になりました第一、第二の考え方でいい。ほかのことばで言えば、従来はどういう自主的な共済制度があつたか、それからあるか。それでは間に合わないのにならうけれども、間に合わない点はどういう点であつたか。

○近藤政府委員 従来ございました自主的な各組織についてはまずお答え申し上げますと、相互銀行の場合で申し上げますと、全国相互保障協定、これが昭和三十年三月一日に成立をいたしました。この制度の内容といたしましては、各相互銀行が幹事銀行に有価証券を預託いたしました、自分の預託額の十倍まで融資を受けられるという制度でございまして。預託の現在高は十六億余円でございまして。それから各地区ごとにもございまして、これは三十四年二月以来関東地区ほか七地区でやっておりますが、これが現在合計百六億円。なお、昨年十月に全国の相互保障協定の強化がはかられて、四十六年四月から四十九年三月までに、この総額を二百五十億円まで持っていくということで、現在鋭意努力をいたしております。

それから信用金庫につきましては、振興資金というものと支払準備預金、それから振興基金というものがございまして。振興資金は三十一年十一月に成立いたしました。二十億円を限度として融資するたてまえでございまして。支払準備預金は、三十七年五月に成立いたしました。三十七年三月の預金の千分の十の百二十九億八千八百が積み立てられております。原則として各金庫にその預金の十倍まで融資する。それから振興基金、これは三十五年五月に成立いたしました。制度の内容と

いたしましては、毎年度剰余金の一部を基金として積み立て、この運用益を利子補給とする低利貸し付けを行なうという制度でございます。積み立て額は二十三億円になっております。なお、昨年十一月、全信連機能拡充委員会というのがございまして、その答申によりまして本年五月からいまま申しました振興基金と支払準備預金とを合体いたしました制度を創設いたしまして、四十八年の九月末までに五百億円を積み立てる予定でございます。

それから信用協同組合の場合には、全国信用組合保障基金機構というものがございまして、昭和四十年に発足いたしました全国信用組合保障基金の二十億二千五百万円が新機構に引き継がれ、四十四年七月に成立しております。これは支払い準備所要額の二〇〇の範囲内で、運営委員会が定める額を定期預金として預入いたし、原則として融資限度額は設けておりません。現在の積み立て額が五十億円、積み立ての目標額は四十七年度末までに二百億円、四百七十六組合が加入いたしまして、保障基金と称しておりますが、そういういままでです。三組合について発動をいたしてしております。

このようなものが現在自主的な各業界内部における相互保障協定でございますが、これらにはやはりそれぞれの運営上の問題もございまして、また限度もございまして、できるだけこれを充実していつてもらうことが必要ではございますが、最後のよりどころと申しますか、伝家の宝刀としてやはり預金保障制度が必要であるというふうに考えておるわけでございます。

○竹本委員 それぞれの金融機関で自主的にやっておられる、当然のことでございますが、そうすると最後の保障というか一種の再保険みたいなつもりで今度の制度は考えた、こういうことですか。

○近藤政府委員 再保険と申しますと語弊がございまして、相互保障協定は保障協定でできるだけ充実いたしますが、やはり最後のよりどころと

いうような意味で預金保障制度、預金者そのものを救済する制度——いままでの相互保障協定のときには、預金者そのものを救済するという場合よりも、やはり金融機関を援助するというふうな、どちらかという点で置かれた面もございまして、それらの点を踏まえまして、預金者自体も直接救済できる制度ということで考えられたわけでございます。

○竹本委員 次に、いま財団法人という話はその辺で終わりますが、今度の保障機構への加入の問題ですけれども、加入してもらわなければ話にならないが、加入は一体強制加入であるのかないのか、それから信用組合等についてはどういうふうになるのか、その辺をちょっと伺いたい。

○近藤政府委員 強制加入のたてまえでございまして、信用組合も含まれております。

○竹本委員 そうしますと今度は、信用組合なら信用組合の今後における監督行政の問題ですけれども、いままでのやり方との関係において、監督行政が重複したり混乱したりあるいは監督責任があいまいになったり、そういう点についてはどういってお見通しをございしますか。

○近藤政府委員 その点は御指摘のとおり、私も一番意を用いている点でございます。現在、御高承のように、信用組合は都道府県が直接の監督責任者に相なっております。したがって、この監督をさらに強力なものにするという方向で、ここ二、三年来着々と、たとえば協議の事項をふやすとかそういう形で手が打たれてまいっておりますが、なお御指摘のように不十分な点もございまして、今後これらにつきましまして、できるだけ強化拡充をはかってまいります。それによりまして信用組合もやはり信用秩序の一環としてございします。この面における指導監督の強化がぜひ必要であるというふうに考えております。

○竹本委員 次に保険料率の問題について伺いたいのですけれども、生命保険や損害保険の場合と違ひまして、今度の場合はいわゆる保険数理というものがあ

るわけでもないということになるのでしょうか、その辺はどういうたてまえになるのか。また、保険料率が初めの考えよりも変更されて少し緩和されたというのですが、そういうことはどうい

う根拠に基づくものであるか、そういう点をひとつ伺いたい。

○近藤政府委員 この点も御指摘のように、厳密な保険数理に基づくものではございません。したがって、金融制度調査会の答申におきましては、保険料率、大体一万分の一くらいという予想でおったわけでございしますが、その後過去の破綻の事例をつづき分析をいたしまして、将来この程度のも

のはおそろくは預金保障機構の発動にまで持ち越さずに妨げるであろうというふうなものを分析をいたしまして見通しを立てました結果、これはい

ずれ運営委員会がおきめになることでございしますが、私どもの見方といたしましては、大体十

万分の六程度で間に合うのではないかと。それからまた、万

一不足いたしましたれば日本銀行借り入れという手がござい

ます。○竹本委員 もう一つ伺いたいのは、この保険の保険料を負担するというのが貸し出し金利に響いてくるという心配はありませんか。

○近藤政府委員 この点は、十万分の六というのは、貸し出し金利に響くほどのウェイトはおそらくは持つまい。と申しますのは、償却前利益に對しまして大体〇・四〇くらい、あるいは経費に對しまして〇・三〇くらいという感じの数字でござい

ます。○竹本委員 これはちょっと重要な問題でございまして、いまパーセンテージで見れば、ウェイトはたいした問題ではないと私思うのです。ところが従来の銀行のやり方を見ても、銀行というものは、御承知のように公定歩合を二つ合わせまして二回で〇・五〇下げた。現在幾ら下がっておりますか、そういうことを考えてみると、こうい

うのがまた貸し出し金利を下げない一つの理由に悪用される危険は絶対ないとはいえない。金融機関は公定歩合の場合でも、上げた場合にはすぐ上げるけれども、下げた場合には半分も下げない。いまだにろくに下げていない。こういうのははたわれわれの期待に沿わない運営を現にやっております。そこへもってきて、ここにこれだけの、極端に言えば、いい口実ができたということになっ

て、金利低下がまた浸透しないというふうな問題はないかと思われ

るので、積極的にその点は指導される必要があると思う。その点についてもう一度伺いをいたしたい。

ざいますので、ただいまの十万分の六と申しますと〇・〇六%でございますので、ただいままでの預金コストの減少率、この中に十分吸収される程度のものであるというふうに考えております。しかし、ただいま御指摘のありました点につきましては、十分配慮をいたします。

○竹本委員 いまのは重大な問題ですから、ひとつ積極的な御指導を要望しておきたいと思ひます。

それから、この保険機構の資金の借入れの問題や余剰金の運用の問題がありますけれども、一体資金の運用に対する見通しはどういうふうに見通しておられるかという点について……

○近藤政府委員 運用方法につきましては、国債等の方法によるということになっておりますが、これは、機構の資金が、多数の金融機関が拠出したものでございまして、安全、確実かつ流動性の高い資産に運用される必要があるということからでございます。ただ、このワケ内で具体的にどう運用するかというところは、機構が自主的に定めまして、予算、資金計画におきまして大蔵大臣の認可を受けるというたてまえをとっております。

○竹本委員 ちょっといま聞き漏らしたのですけれども、私が聞きたいのは、特に金はどのくらいこの機構の中に集まってくるのかという問題をひとつ……

○近藤政府委員 これは、事故がどの程度、何年目くらいに起こるかということによってまるきり変わってまいりますので、幾らぐらゐが集まりますかというところは、全く大胆な試算をしてみないとわからないわけでございますが、たとえば、先ほど申し上げましたような信用金庫が五年に一回ということ、今後五年間のまん中あたりで一つ事故が起きた、それから信用組合が一年間に一・五件、つまり二年に三件くらいの割合で事故が起きたというふうな事例を想定いたしました、きわめて荒っぽい試算をいたしますと、ピークで二百五十億円くらいの金を要することになるわけでございますが、これはもうほんとうに大胆な、幾つ

かの仮定に基づく試算でございますので、そのつもりでお聞き取りいただきたいと思ひます。

○竹本委員 先ほどもちょっと質問をし、局長からは御答弁をいただきましたけれども、ウエートはわずかなけれども、銀行に悪用される心配はないかといった問題、並びに、それをそうさせないように行行政指導をどうするかといった問題、それから、この前公定歩合を二回引き下げたのに、現実にはその金利引き下げがどこまで浸透しているか、いままも御答弁がありましたけれども、問題にならない。いつまでにどうして金利引き下げを浸透させるかという問題については、大臣がお見えになるまで、その点だけは質問を保留いたしておきまして、あらためて質問をしたいと思ひますので、御了解をいただきたいと思ひます。

それから、もう一つだけ伺いたのですが、この対象の問題ですけれども、農協や労金というのがいろいろありまして金を集めておる。そういう問題については、この保険機構は全然関係がないのかあるのかといった問題をひとつ……

○近藤政府委員 農協と労働金庫とは、この保険機構では対象外としております。

○竹本委員 銀行局の監督行政の範囲からいへば確かにそうだろうと思うのですけれども、問題が起くるのは一体どこであるか、都市銀行が問題を起すかというところではないけれども、一番心配なのは、信用組合だとか信用金庫だとか、あるいは農協だとかときどき問題を起しておるといったような問題がありますが、それらの問題については銀行局のレベルでなくて、政府として一体どういふことをお考えになるつもりであるか、もう一べん伺いたい。

○近藤政府委員 農業協同組合につきましては、実は、もうすでに御高承のとおりでございますが、農民及びその団体、農業法人等に組合員たる資格が限られておまして、いわゆる不特定多数の大衆の預金を取り扱います大衆金融機関とはやや性質を異にしておるといふこと、それからまた、法律上、信用事業のほか購買、販売、共同利

用施設、共済などの事業をあわせ行なっております。純損益に対する貢献度から申しまして、信用部門の黒字で他の事業部門の赤字を埋めるといふ形になっております。このような点で、一般金融機関のように兼業が禁止されておりますものとは異質でございます。その破壊をはかる金融機関の負担で補うということには問題があるうかと考えられるわけでございます。それからまた、同時に、他種金融機関に破綻が及んで信用秩序に直接影響を与えるという度合いも少ないのではないかとこのようにことから、特にこの対象外とされたわけでございます。

それから労働金庫につきましては、これももうすでに御高承のとおり、労働金庫法の十一條の一項で、原則として団体を会員とするということになっておまして、例外として個々の労働者会員にも認められるということになっております。

そこで、これらのものは、ただいま預金保険法の解釈をいたしております金融機関とは、ややその性格を異にするということ、そのようなことから、労働金庫協会自体も、この制度に加わることについて消極的であるようでありますが、政府としても、これに対しては消極的な態度で臨んでおるわけでございます。

○竹本委員 これは政務次官、ひとつ要望ですけれども、いま銀行局長の立場で銀行局長の御答弁があったわけけれども、いわゆる事務的レベルから考えれば当然な御答弁だと思ふんですね。しかし、国民的な立場で考えると、やはり預金者を保護するとかあるいは信用秩序を維持するということになれば、それぞれの分野を総合して問題をとらえなければいかぬ。おれのなわ張りはこの範囲だからこの範囲だけ考えておくというのでは、それこそ農地の売り戻しみたいに、事務的に説明すればそれで一応筋は通るけれども全体としてみればおかしいことだという問題にもなりかねない問題でございますから、特に全体的な預金者保護なり信用秩序の維持なりということを考えてもらいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○中川政府委員 農協も、あるいは労働金庫も、日本人でありますし、当然保護されなければならぬ。範疇の方であります。ただ、今回は、大衆投資家が預金する専門機関の保護をまずはおぼえていただく必要だということから、信用組合以上のもので対象をいたしました。特に兼業による被害までも投資者保護でいくのはどうかというふうなことを除外してございしますが、政治の目はそちらで、それらの方々の保護についても、政府としては、当然配慮してまいりたいというふうに思ひます。

○竹本委員 最後に貸付信託の問題について一言だけお伺いしたいのですけれども、資金需要が多様化した、それに伴って国民経済的推移の要請に即応するというお考えだけれども、一体「資金需要の多様化」とはどのようなふうになったことをさしておられるのか。「国民経済的推移の要請」とはどのようなことをいっておられるのか。その辺の実情をひとつ簡単に御説明をいただきたい。

○近藤政府委員 多様化の最たるものといましては、流通部門に対する資金需要あるいは生活関連部門に対する資金需要、いわゆる従来のような緊要な基幹産業に対する融資というふうなことでだけではないに、生活に関連する、福祉に関連する部門、そういう部門に対する資金需要が非常に大きく、かつ緊要になってまいったということであらうかと存じます。それからさらに個人住宅の資金需要、そういうようなものも非常に強くなってきたというものが最近の特色であらうかと存じます。

○竹本委員 これで終わりますが、中小企業に対する融資の面で、今後貸付信託としてはどういふ御努力をなされるおつもりであるか、その点について、また積極的な御指導はどういう点を考えておられるのであるか、これを伺って終わりにしたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまも申し上げましたよう

私がこれを痛感するのは、私的なことを持ち出

関連してついでに一言。三番目に、貸し倒れ準

に窮屈になっておるわけです。したがいまして、

一兆五千億もあるというのですが、これも海外金

利が、特にアメリカの金利等は、かつて戦後一番低かった時期と同じになった。ここ相次いで数カ月の間に五回も下げるという異常な引き下げがある。そういうものなんかも輸出金融などでも利用できる。そういう業種であるにもかかわらず、日銀のそういう公定歩合の引き下げとかいうものが直接響く、そういうところについてもそうは下がっていないというところについては、私どもたいへんおかしく思うわけです。こういうようなところで銀行が大衆の信頼を失うというか、やはり公益というよりは、みずからもうけている、もうけ過ぎている、また銀行行政における過保護というのがあるところにもあるのではないかと、不信の原因にもなる、こういうふうに思うのでありますが、その辺のところを、少なくとも四十三三年当時の約定期金の引き下げが実現できるように、どういう方策、どういう対策をもって指導されるか、この点をもう一ぺんお聞きしたい。

○福田国務大臣 広瀬さんのおっしゃるように、今回の公定歩合の引き下げに伴いまして、市中がこれに追随するやういが非常に少ない、そのとおりなんです。それはどういふことかという、金利は資金の需給関係、それからコストの関係、両面できまるわけですが、コストとすると、確かに公定歩合の引き下げがあった、市中銀行なんかはそれだけの影響を受けるわけなんです。ところが資金需要、需給の面からいいますと、昨年の第四・四半期、これの状態、これなんかはうしろ向きの金融需要が非常に多いわけです。滞貨金融でありますとか、そういう種類のうしろ向きの決済資金の需要というものが非常に多い。そういうような関係がありまして、私はその金利が前ほど市中において下がないという理由は、その辺にあるのじゃないかというふうに思っています。ただ、ことしになりましてから、公定歩合の引き下げが行なわれる、それと並行いたしまして、日本銀行は量的規制の緩和、これを一段と進める、こういうことにはいたしましたので、これはかなり市

中金利に影響を持ってくるのではあるまいか、そういうふうに見ておるのでありますが、日銀総裁が、昨年の秋の引き下げはこれはあまり響かなかったように見られるが、これから着実に引き下げが行なわれるであろうという観測をしておるのは、その辺を見通しておるのではあるまいか、そういうふうには思っています。しかし、日銀当局にもお願いをいたしますし、また大蔵省といたしましても、追隨して市中金利の引き下げが行なわれるように、極力努力いたしてみたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 時間があまりありませんから、この問題の突っ込んだ議論はできないと思うのでありますが、アメリカなどでプライムレートを下げるといふ場合には、これは市中金融機関がまず約定金利を下げていくというふうな事態に、むしろプライムレートを下げるというのが追隨するやうな形も第四弾目のその切り下げあたりには出ておったわけです。今度の五弾目は、むしろ金融政策当局がさらに景気浮揚等の立場で、そういうことをやうたと思ひますけれども、そういうやうなことだ。ところが、日本ではまず政策的に公定歩合を下げない、なおそれに追隨しないといふ、そういう状況というものは、なるほど需給が非常にタイトであり、逼迫しているというところはわかるわけですが、そういう中において、銀行の資金コストの問題ももちろんあるでしょうが、利ざやというものを依然としていつまでも同じやうに銀行がかせいでいくという、そういうやうな問題については、やはり金融機関に対して、公共性にかんがみて、特に金融制度調査会でも、この委員会でも銀行局関係の二法、預金保険法、貸付信託法の改正に伴って、銀行局長もその点を非常に強調された、公共性というものがやはり重視された答申を得たのだという立場において、預金保険法なりあるいは貸付信託法の一部改正というものも出しているのだということが、一番問題点としてクロージアアップされてきている

わけです。そういうやうなことからすれば、やはりここらに日本の金融の一番大きいゆがみがあるのじゃないかというところで、この問題についてはさらに積極的に取り組んでいただきたいと思うわけでありまして。

次に伺いたいのは、今度の預金保険法が創設され、預金者の保護を大いにやろう、こういうことは、われわれが前から金融の効率化問題と関連して取り上げてきた問題であって、預金者保護の立場において一歩前進である、こういう評価を私もいたすわけですが、そういう中で、しかしそれはいつまでも本来のねらいは、この金融効率化というもののために、預金保険制度というものがあれば金融効率化をかなり強力に進められるのだ、そして、効率化を達成するためには金融再編成である、こういうことで、ねらいはほんとに預金者保護という立場でなくて、この制度を出したのも実はこの再編成、効率化——効率化といふことも、いろいろ金融機関の実情に即して、イコールフットイングを考えたがらきめこまかくやって、その果実が国民大衆、預金者に還元されるというやうなシステムであるならば、まあ効率化は少なくとも金融の面においては反対する理由はないわけですが、それが今度はスケールメリットと結びついた、あるいは銀行の同質化の方向だとか、そういう方向とスケールメリットというものを中心にした再編成の方向の地につかっているわけなんです。これらの問題について、この預金保険制度というものををてこにして効率化をさらにかなりラジカルに進めたり、あるいは金融再編成というものを進められるお気持ちがあるのか。そういう金融再編成における再編成の構想といふんですか、そういうものを大臣としてはどういうやうな方向で描いておられるのか、そういう点について、大臣の基本的な御所見を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 まず、この預金保険は、これは預金者の利益を保護する、こういうことがねらい

でありまして、それに関連していろいろの問題があるいは出てくるかもしれないけれども、この立法のねらいとするところは預金者の保護ということに徹しておるわけなんです。いま金融機関の状況を見ると、金融機関ではずいぶんいろいろな不祥事件なんかも出てきてまして、経営の紊乱というやうな問題が指摘されるケースが多いわけでありまして、いやしくも、金融機関であればどういふ経営をいたしまして、終局的にはこれが何らかの手段によつて救済されるのだ、こういうやうな状態にいつまでも置くということは、これは金融機関として積極的な使命を達成することはできない、こういうふうには考えます。そういう面から見ますときに、何と云つても金融機関の効率化、また自由競争原理の導入、これも非常に大事だと思ひますが、そういう金融機関本来のあるべき姿、そういう問題にも結果として裨益するところはある、こういうふうには考えておるのです。

それから第二点の、金融機関再編成についてどういうふうにかんがえるかというお話でございますが、これは政府として、金融機関の再編成に介入をするということはいたさないという方針であります。ただ国際競争下の日本金融、その体勢は強固にしなければならぬといふことは当然であります。そういうやうなことで、金融機関の間で再編成の動き、そういうものが持ち上がってくる、それが不純な動きであるというやうなことであればともかく、これが妥当な動きであるという場合に、おきましては、これは歓迎するといふ姿勢を持って見守っていききたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 政府は金融再編成の問題については介入をしない、金融業界の自主性にまかしては、しかし不純なものでない、国民的な利益と相反しないやうな方向であるならば、それは歓迎する態度でいきたい、こういうことだけきようは確認をして次に進みたいと思ひます。

今度の預金保険法案で——従来、昭和二十六年以降、信用組合が、直接の監督が都道府県知事に委譲されてもう二十年を経過するわけでありまして

が、今度こういう金融関係の法案として、都市銀行その他長期銀行、地銀、相銀、信用組合、そういうように全部入ったわけですね、こういう状態になった。しかもこれは具体的に考えてみても、また過去十年間の事例を見ましても、銀行局長の答弁で明らかになっておるわけですから、信用組合では二年間に三回ぐらいの倒産、いわゆる預金保険法の中における保険事故に該当するような事例があるということであり、五年に一遍ぐらいは信用金庫にもある、こういうのが実態だ、その他の金融機関にはない、こういうようなことなのだが、そうしますと、預金保険制度ができて、やはり一番体質の弱い信用組合、こういうようなところに、やはり現実的に考えますと、保険事故が起きる可能性が一番強い。このことは否定できないだろうと思うのですが、そういう状態になる。この信用組合、特に最末端の、しかも都道府県知事に監督権をゆだねている信用組合、また、これは大蔵省が直接担当はしているけれども、非常に数も多いし、体質の問題からいけばかなり発展をし、業績をあげ、しかも経営状況もよくなっているけれども、信用金庫がその次にはやはり体質が弱いのではないかと、こういう常識的に見られるわけです。そういうようなことから問題を考えていかなければならない面があるのではない。

そこで、特に信用組合の場合に、今度の制度で都市銀行と全く、仲間入りをして同列の取り扱いを受けていくわけでありますが、こういう問題を通じて金融面における行政の監督権といいますが、そういうものが、私どもの立場からすれば、この信用組合というのはやはり都道府県の監督のもとに非常に地域性の強い特別な金融機関として保護助成し、振興していくことが、いわゆる地域開発、今日政策の中でも非常に重要視されている地域開発という問題との関連においても重視されていかなければならない問題点を持っている。そういうような立場からするならば、やはりこの信用組合というものにかなり思い切った育成策を講じていくことが、預金保険制度とも関連を必要とするところになるだろうと思うのです。俗なことはいえば、金は出すがその監督権は従前どおり都道府県知事にまかしていくというきちんとした考え方、こういうもので割り切っていくおつもりであるのか。さらにいろいろな介入や支配というような形を信用組合にも強化していく方向にあるのか。この点について大臣の御所見をまず伺いたい。

○福田国務大臣 信用組合は、中小企業というところがあるが、金融機関の中ではどちらかといえば小企業という系列のものかと思うのです。そういう金融機関に大銀行と同じ預金保険を適用する、これはどういふものだろうかという疑問、これは一応皆さんが提起された問題なのです。ところがその信用組合自体がどうしても預金保険に他の金融機関並みに参加をいたしたい、こういう強い希望がありましたので、これを取り入れるというところにいたしましたのですが、私は、結果においては妥当な行き方である、こういうふうな考えでいます。それで、信用組合はお話のように、同士の相寄るといふか、それぞれの地域社会あるいはそれぞれの業種社会におきまして有志の人が集まってつくった組合組織の金融機関である、こういうような性格があります。この性格は私は尊重しなければならぬというふうな考えでおるわけであり、とても大蔵省だけの管轄ではやり切れないというので、大部分の監督権を都道府県知事に委任をいたしておる、こういうのが現状であります。信用組合が預金保険に入ってくる、これは一つの段階かとも考えますので、これから信用組合の指導育成というときには格段の配慮をする。そのためには、いま権限の地方への委譲をやっておりますけれども、地方団体と大蔵省との関連、これをますます緊密化いたしましてその指導育成に遺憾なからしめたい、こういうふうな考えております。

○広瀬(秀)委員 地域にとつて、また地域における中小企業等にとつてはやはり非常に親しみやすい、いわゆる株式会社その他の金融機関とは違う共同の組織であるという点でも非常に特色のあるものであるし、しかも今日若干、数も減る傾向にはある。大体最近では五百ちようどぐらいにはなつたという数字のようでありまして、資金の面などにおきましても、預金量で大体六億程度というふうなものがまだ、数字はあとで明らかにしていただきたいのですが、三百億以上は一つしかない。四十四年はそうであったが、四十六年には五つになつた。二百億以上ということでも十一年くらいしかない。しかも一億未満というものが六つもあつた。これは四十四年の三月と四十五年の三月で大体同数ですから、変わつてないのじゃないかと思つて。あるいは若干減つておるかもしれませんが、そういうものである。こういう資金力においても非常に弱い立場にある。しかしながら、いま大臣がおっしゃつたように、非常に地域に密着した、地域開発のために非常に貢献しなければならぬ運命を持つておる、地域社会としては非常に大事な金融機関だし、お互い同士の相寄るといふことで非常に地域性も高い。そのことによるまた事故なども、往々にして非民主的な運営、ボスの支配というふうなことも間々あるわけでありまして、いずれにしても地域社会にとつては重要な、中小企業にとつても重要な金融機関である。ここでやっぱり事故が一番多い。こういう状況を金融行政全般の最高の責任者として、これを育成強化する方策を持つておられる、そういう考えであるということを示されたことは力強い限りである。

ところで、こういうものに対して具体的にどういふ強化育成の策を講ずるかという点はいろいろな問題点があるかと思つたのですが、私ひとつ提案を兼ねて聞かれますので、これはあとで自治省も呼んでおられますので、それらの問題について明らかにしたいと思つたのですが、市町村の預託金というふうなものが、どうしても地域のそういう地元の金融機関を育成するという立場でやらない。

い。そうしてある程度地銀あたりのかなりしっかりしたところをやつてしまふ。まるっきり見放しているというふうな状態もあるわけであるから、そういうふうなものに対してはもとより預託金などを増大していくというふうなことを考えていく。そういうふうなものと同時に、国の財政資金、財政投資資というふうなものが、こういう面には全然入っていないというふうなことになるわけですね。したがって、少なくとも大臣、そういう場合に、預託金をかなり増額をしていくというふうな場合に、それに見合う、こういう金融を強化するという面でもかなりの金を出しておるというふうなものを通じて、やっぱり財政投資資金が、こういうところにも入つて、ほんとうに強化されていくというふうな方向などは考えられないものかどうか。こういう点についての、これはいろいろ検討すべき問題はあるだろうと思つたが、やはり財政資金をもっとふやしていく、投入する方法というふうなものについて、やはりこういう一つのチャンスです。この預金保険法の中で、今度は信用金庫も大銀行もみんな一緒になつて、金融機関全体としての立場において、預金者保護というものに徹底していこうというふうな場合に、そういうことも考えていったらどうか、こういうふうな考えを私も持つわけなんです。この点について、どういふように大臣お考えになつておられますか。

○福田国務大臣 いま地方団体の金庫というが、地方団体からの預託、これは一部にはあるそうでございますが、また非常に広い範囲だといふふうにはなつておらぬように聞いております。これは今度預金保険制度ができた、こういうふうなことになると思います。これは、こういう問題が信用組合に対して拡大されることにはいふ影響を持つてはあつたまいか、そういうふうなことを考えます。地方自治団体の経理運営、これに政府が介入するの、これもまた別の角度から問題があります。

第一類第五号 大蔵委員会議録第八号 昭和四十六年二月十七日

で、これは都道府県、市町村の自主性に待つほか
ないと思いますが、今度のこの制度は信用組合
に対していい影響を持つであろう、こういうふう
に考えております。

それから、政府資金を信用組合強化に大いに活
用することですね。これは私はそういうこと
とは妥当だと思ひます。そういう考え方でまた
やってきておられるわけあります。たとえばいま政
府には八金融公庫がありますので、公庫を通じてま
して財政資金が中小企業に金融のために貸し出さ
れるわけでございますが、その各種の公庫の代
理店というふうな意味合いにおいて信用組合がず
いぶんこれは活用されるようになってきたと思ひ
ます。そういう方向はぜひまた進めていきたい、
かように考えております。

○広瀬(秀)委員 中小公庫なり商工中金なり国民
公庫なりというふうなところに財政資金が入って
いることは当然だし、そういうふうなことで代理
店業務を信用組合がやるというふうなことでだけ
じゃないに、私が言っていることは、都道府県知
事の監督下にある信用組合にも、財政資金が、間
接ではあるけれども、ワンクッション置いた形で
やはり入ってくるんだ。そしてその資金量を充実
させ、その経営ポジションをよくするというふう
な、そういうものにやはり財政資金というものを
投入されているのではないか、こういうことを申
し上げていられるので、政府金融機関三公庫に
対してその代理店し程度というのでは不満なのであり
まして、この点何かひとつそういうふうなワン
クッション置いた起債の形というふうなもの、
預託金見合い等において、そういうものについて
は弾力的に認めていくというふうなことは、やは
り検討されるべき一つの方向ではないのか、このこ
とを伺つておるわけです。

続いて質問いたしますが、時間があまりありま
せんので、あと信用金庫から、住宅供給公社とか
地方に設けられました地方開発公社、こういうよ
うなところを金庫の融資先として指定してもらい
たいという要求が最近出されておるように伺つて

おるわけでありまして、これについてどうい
度をおとりになられるおつもりなのか、そういう
点についてもあわせて伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 信用組合に政府資金を活用す
る、これはもう代理店方式は非常にいいんじやな
いかと思ひます。これは有効に働いている、そう
いうふうな思ひます。広瀬さんもよく承知され
ているんじやないかと思ひます。代理店業務を
やっておりますと、代理店のはうからも貸し出し
をします、組合のはうからも固有の貸し出しを
しますというふうなことで、固有の貸し出し自体を
その代理店貸し出しで非常に補つておる、こうい
うふうなことにずいぶん役立っておりますと認め
るわけでありまして、どうも五百もある信用組合に政
府資金をじきじき散布する、こういうことは実際
問題としてなかなかむずかしいのではないかと
いふ、政府資金を組合に活用するという問題、これ
はもう大半私は片づいていく問題じゃないか、そ
んな感じがしますが、なお広瀬構想は詳しく承る
機会を得まして考えさせていただきます、こうい
うふうな考えです。

それから御指摘の住宅供給公社とか地方のお話
がありましたが、そういう方向で考えていき
たい、かように思ひます。

○広瀬(秀)委員 大臣も忙しいのでこれ一問でと
どめですが、またあと午後引き続いて銀行局長中
心にやるわけですが、預金保険法ができて、
銀行局長の御答弁によりまして、大体預金残高に
対して十万分の六ぐらいの保険料を積み立てる。
これは一説によると平年度年間三百億ぐらいにも
なる、こういうことになるというふうな新聞報道
などもあつたわけでありまして、これはどのくら
いなるのか。あとで銀行局長にその数字だけ、そ
ういうことで試算してどのくらいになるかとい
うことをお聞きしたいのですが、しかもそういうこ
とですから、五年ぐらいでその料率は見直したい
というのであります。そういうことであります
が、いずれにいたしましても大体どのくらい、絶

対どかがどうなつても少なくともいま約束してい
る預金者一人当たり百万円は保障しますというこ
とで、どの程度まで資金量が、保険機構の資金が
充実したらいんだというめどというものはどの
程度のものをご構想されておられるのか、この点を一
大臣に伺ひたい。

○近藤政府委員 平年度でまいるまして、十万分
の六として大胆な試算をいたしますと三十数億
ぐらゐのものと考えております。そしてまた、こ
れもきわめて大胆な試算をいたしますと、五年間
に、ちやうどまん中あたりで信用金庫が一つ、そ
れから毎年信用組合が一・五というふうなことで
まゐりますと、ピークで二百五十億円ぐらゐとい
うものが考えられております。

○広瀬(秀)委員 時間の関係でこの程度にとどめ
ておきます。

○毛利委員長 午後二時三十分より再開すること
とし、暫時休憩いたします。

午後四時四十八分休憩

午後二時四十一分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

質疑を続行いたします。広瀬君。

○広瀬(秀)委員 自治省にまずお伺ひいたしま
す。都道府県知事に監督権が委任をされている信
用組合の問題についてまずお伺ひしたいのです。
この信用組合は、今日預金は一兆七千億をこ
え、また貸し出し額も一兆五千億程度になつてい
る、こういう状況で、これが非常に地域性の強い
金融機関として地元の中小企業等の融資に
非常に大きな役割をされていると思ひわけであり
ます。しかしながら、今度のこの委員会から創設
をいたしております預金保険制度がこれから創設
されようとしておられるわけでありまして、過去十
年間にあつたもので大体五年に三件ぐらゐ、当時預
金保険法があつたといふわけの保険事故に該
当する倒産その他の事故があつた、こういうこと

になつておられるわけでありまして、こういう問題に
対して自治省としては都道府県知事を通じてどう
いう指導をなさり、また今日この信用組合の育成
強化に対してどういう施策を積極的に進められて
おられるのか。その点についてまずお伺ひいたした
いと思ひます。

○遠藤説明員 行政課長でございますが、いまの
御質問につきまして、都道府県知事が指揮監督し
ているという御指摘があつたと思ひます。そのよ
うな知事の仕事としてどういふ指導をしているか
という御質問かと思ひます。でございますけれども、
実は、これは御存じのことと思ひますが、地
方自治法上、都道府県知事の仕事につきましては
おそらく国の機関として行なつておられるという形
じゃないかと思ひます。この場合におきまして都道
府県知事は、たしか主務大臣たる大蔵大臣の指揮
監督のもとにおける知事だと思ひます。ございま
す。その場合の指揮監督ないし指導の責任とい
うものは大蔵大臣の、主務大臣のほうでございま
す。なつておることとございまして、私のほう
としては、知事に対するその立場からする指導
監督というのは特にいたしておりません。

○広瀬(秀)委員 二十六年に都道府県知事に信用
組合に対する監督権というものが委譲されている
はずであります。主務大臣は、なるほどこれは
金融全般の問題として大蔵大臣である、そういう
ことでいま答弁があつたわけだけれども、そうい
うように自治省はやはり地方自治全体、その中で
都道府県知事がそういう監督権を委譲されてい
る、これについて、これは大蔵省主管のことなん
だ、こういうふうに言われておる。この辺のあい
まいさというか、この信用組合の健全な発展ある
いはまた事故の絶滅というふうなもののかかわ
り合ひは、非常にその辺のあいまいさの中にある
のではないかと思ひます。この点につ
いていかがでございますか。

○近藤政府委員 ただいま自治省側からも御答弁
がございましたように、たてまえといたしまして
は、都道府県知事が所管行政庁となつております

場合は、法律的には国の事務が都道府県知事にい
わゆる機関委任をされております。したがって大
蔵大臣は、国家行政組織法第十五条、それから地方
自治法第五十條の規定によりまして、主務大臣
として都道府県知事を指揮監督するといふたてま
えてございます。

ただ、いまお話のございました御趣旨は、そう
いうことでほんとはっきりした、かゆいところ
に手の届くような指導監督が信用組合に対して
できるのかという御趣旨であらうかと存じ
ますが、その点につきましては、御説のように、
従来とかく統一的な指導監督が行なわれていな
かったという点もございまして、四十三年の八
月に各知事あてに信用組合基本通達と呼ばれるも
のを出示しまして、そうして統一的な基準のもとに
運用がなされますように、業務運営、資産運用、
決算などについて指導方針を示しまして、特に信
用組合の新設、支店設置、それから営業区域の拡
張などの重要事項につきましては、事前に大蔵省
に協議をせよというたてまえをとったわけ
でございます。

さらに本年の一月二十七日に、信用組合の経営
の健全化について特に次のような点を重点とい
たしまして指導をするように通達を出したわけだ
ございますが、それは、第一点は法令等の順守、第
二点は内部管理体制の強化、第三点は役員等の専
体制の確立と経営責任の明確化、第四点が検査の
励行と充実ということで、特に指導の強化をは
かってまいっておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 自治省としては、なるほど主務
大臣は大蔵大臣であるというように、都道府
県知事あるいは市長、こういうような人たちは
少なくとも一般地方行政の關係においては当然自
治大臣の指揮監督の中にあるわけだけれども、こ
の信用組合の問題については全くそういう権限が
委任されている、機関委任をされているというよ
うなことになっているが、その点については全く
ノータッチで何のかわり合もない、こういう
ように考えておられるわけですか。知事の場合で

あつても委任事務になっておるわけですね。その
ことについてはどういふお考えですか。

○遠藤説明員 実は地方団体に對しますところの
いわゆる国のほうの指揮監督といふのは、先
ほど御指摘がありましたように、地方自治法百五
十條で国の機関委任事務に對します所の指揮監督
といふもののほかにつきましては、指揮監督権と
いふのは実は私どもにはないわけでございます。
私どもの立場からいいますと、地方行政全般につ
きましてのいわゆる運営指導といふものを、たと
えば財政運営の指導というように、たゞ
担当といふようなことでやっておるわけござい
ますけれども、こういうような形の地方行政全般
の見地からするいわゆる指導といふようなものは
なかに、実は關係各大臣で所管になっておりま
す機関委任事務がたくさんあるわけでございます
が、この一つ一つにつきまして、その一つ一つを
どうするかといふことにつきまして、全部につ
きまして目を通しているといふようなことはや
っておりません。

○広瀬(秀)委員 自治省の立場において、少なく
とも都道府県知事が機関委任を受けて信用組合に
對する監督をやっているわけだけれども、それに
ついては全くノータッチの形なんです、この点
について自治省として、地域社会の發展、そう
いうような問題について、その中で重要な地位を占
めている信用組合といふものに対して、やはりこ
れの育成強化というように、たゞ
ば県なり市町村なりで預託金をさういふところに
やるというように、地域社会發展の
ために金融面から協力を大いにしてもらいたい
といふような考え方、そういう程度の考え方によ
る見解ではなしに、地方自治全体、そして地域社会
を發展させていく、地域住民の福祉を向上させて
いく、あるいは地域における産業を開発し發展さ
せていくという立場で、これは大蔵省の關係なん
だといふことで、自治省としてはさういふ面につ
いては何の考えも持たない、そういう立場で今日

までも来ておるし、これからもさういふ立場なの
か、この点について伺っておきます。

○遠藤説明員 基本的に申しますと、たとえば御
指摘にありましたように、当該一つの団体がどの
ような形でもってお金を保管するといふようなこ
ととか、どういふような形の地域振興策を講ずる
かといふようなことは、そのこと自体がむしろ地
方団体が住民の批判のもとに決定するといふのが
地方自治としての望ましいあり方だといふ形にい
たしておりまして、そのような具体的な地方団体
が行なう行政の内容につきましては、先ほど申し
ましたように行政運営の一般の見地からする、た
とえば法律的にといふことはございまして、た
とえば具体的にその内容まで立ち入るといふこと
はなるべく差し控えるといふことが、これは
原則としてございまして、私どもの立場
からいへば望ましいあり方ではないか、かような
考え方では一般にはおります。

○広瀬(秀)委員 行政課長とやり合つておつても
ちつともちががきませんから、これはこの程度
にしておきます。
そこで本題に入りますが、この二法案について
審議を始めてから、特に預金保險の問題につ
いて先ほど大臣にも質問をしたわけですが、それ
も、やはり預金者保護といふ問題に徹底してやる
といふ答弁があつたわけでありまして、しかしそ
ういふことも、國際化の進展あるいはその他も
ろの經濟情勢の目まぐるしいような進展とい
うことに應じて、やはり金融機関自体も効率化を
していかなければならぬし、さういふものに対応
する再編成といふようなものはかつていかなけ
ればならない。さういふためには、やはり効率化
の大きな柱は競争原理の導入だ、さういふよう
な問題が当然考えられておるわけでありまして、そ
の中の預金者保護、預金保險制度の創設、やはり
さういふことにならうと思つております。そ
こで金融再編成といふことは一つのポイントにな
るわけだし、あるいはまた大蔵省の末端行政の財
務局あたりで、この再編成といふものをスケール

メリットと同義語に解しているかどうかは別とし
て、さういふような方向でかなり強い指導もな
さつておるといふ面もはばつて聞かれるわけで
す。さういふ中から、いま銀行局として考えてお
るこの効率化の問題を中心にし、また競争原理の
導入といふものを中心にして再編成、この再編成
にも、効率化において言われると同じように、金
融機関そのものの効率化あるいは金融政策の効率
化、また金融機関の効率化といふことが言われる
わけでありまして、再編成構想でもやはりさうい
う三つの面があるだらうと思つております。さうい
うようなもので一体再編成といふものはこれから先
どういふ方向でなされるのか。この点をひとつ銀
行局長の考えをこの際お聞きしたいと思つて
わけでございます。

○近藤政府委員 金融再編成につきましては、御
高承のとおり金融制度調査会におきまして最も議
論がたくさん出た部分でございまして、その際に再
編成の身として論じられましたことは、主として
金融機関の合併及び金融機関の業務提携の問題
であつたわけでございます。

まず合併の問題につきましては、國民經濟的觀
点から見まして、規模の利益を生かし得るような
合併は望ましいといふことが結論として出されま
した。ただその場合にはあくまでも金融機関の自
主的な判断に基づきである。これは先ほど大臣
からも特に強く御答弁申し上げましたとおり、
金融機関の自主的の判断といふことがあくまでも最
初になければならないといふことがいわたわけ
でございます。それからさらに合併につきまして
は、寡占化が進んで有効競争が阻害されるような
弊害があつてはならないといふ条件が強くつけら
れたといふこと、もう一つは、系列化があまり
顕著にあらわれるようでは困るといふ、この二つ
の条件がつけられたわけでございます。それから
、結局金融機関といふことは、公共性の自
覚のもとに、合併の効果を國民經濟全体の利益に
還元するように配意しなければならぬといふこ
とが最終的に結論としていわれております。

もう一つの問題でございますが、これは預金業務とか電算機活用というような面で業務の提携をはかつてまいること、これは合併よりもさらにいいことであります。これによって、人事とか給与にまつる問題を回避しながら経営の効率向上をはかる方法であるから、さらに望ましいという結論がでされております。

このように、金融の再編成についての金融制度調査会の議論は一応結論づけられたわけでございますが、私も一応お話しして、金融機関同士の競争というものは、一般企業の競争とはやはりいろいろな面で違う面がある。特に現在の日本におきましては金融機関の一般企業に対する力関係等から見まして、取引先に対して非常な影響力を有するという特殊な状況から見まして、この金融機関の間の競争というものは、特に公共性という観点から顧慮されなければならないというのを痛感いたしております。したがって、この再編成の過程におきまして競争も、「適正な競争原理」ということを特にうたっておりますが、公共性の立場に立脚した適正競争が行なわれて、金融再編成が自発的に、自主的に進められるということが最も望ましいことであると考へておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 それで、もうすでに合併転換法はつくられて、自主的な立場でのスケールメリット、正しい意味での、適正なというか、そういう意味でのスケールメリットを追求する場合、いまおっしゃったような形での道は、もう合併転換法でつくられておるわけですね。

そこで、その際にも議論になりました、当時銀行同質化論、均一化論というようにものもありましたし、そういう再編成の一つのポイントであろうと思うのですが、金融機関全体が同質化するあるいは一般化する、こういうような方向と、非常に特殊な中小企業専門金融機関として、相銀、信用金庫が指定をされている、そういうように機能分化がなされたといえますか、そういうことに

なっている。その他の金融機関は、長期信用銀行なり興銀さらには信託銀行、こういうようなものは一そうそういう方向において進められていくものか、都市銀行は都市銀行としてどうあるべきなのか、こういう問題は再編成の中でこの先どういうように考えられるべきものか。さらに、これらの中小企業専門金融機関の残った銀行が、金融機関が、同質化していくような方向に再編成の方向、これは一つの面ではあるけれども、その辺のところ、それからさらに信託関係は信託で、特にいわゆる信託財産を預かって信託者に受益を与えていく、こういうようなものを考えていくのか、その辺のところはどういう方向でいこうとなさっておるのか。

○近藤政府委員 この点につきましては、金融制度調査会の議論に、当初のころと終わりのころとでだいぶあるいはニュアンスの相違が見られたかとも思っております。あるいは個人的な差であったかもしれませんが、一時は全面的にいわゆる相互乗り入れという方向、それによってたまたま御指摘のありました同質化という方向に向かうかというような議論もかなり盛んに行なわれたわけでございますが、結局答申の段階におきましては、部分的な相互乗り入れという形になったわけでございまして、その表現は、「各種金融機関の専門的機能については、今後ともその役割に期待するところが大いである、専門金融機関の根幹に触れ、あるいはその存立を脅かすようなことは避けるべきであり、各種金融機関がそれぞれ主たる業務分野で役割を果たしながら、その周辺分野については適正な競争原理が導入されることによって、全体としての健全な発展がなされることと望ましい」という結論になったわけでございまして。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、この金融機関の特殊性あるいは専門性というものは、大体今度の貸付信託法の一部改正でも、住宅ローンもやれるとかあるいは流通機構の改善のために貸し出しができるのか、そういうようなことでこれ

の方向が一つとられるわけです。そういうことになりまして、若干相互乗り入れ的なものはあるけれども、この辺のところでは大体この問題について、同質化論あるいは特殊性、専門性というようなものについての一区切りといえますか、そういうものについての銀行行政としての、金融行政の一つのあり方として、そういう面での再編成という問題としてはもうこの程度で、いまのところは大体一つの段階として落ちついた形かどうかという状態であると考えてよろしいわけですか。

○近藤政府委員 大体におきましてそのようにお考えいただければけっこうかと存じますが、ただ、ただいま読み上げました文章に盛られております趣旨は、専門性、特殊性というものは十二分に尊重はするけれども、そこに安住しては困る。やはりそれだけの専門性、特殊性を発揮しながらも、それ自体の体質改善、そのための適正な競争というものは絶えず行なわれてまいらなければならないという趣旨でございまして、ここで完全にストップという趣旨ではございせん、そういう意味からの見直しというものは各業界相互間の刺激し合いあるいはこの業界自体の自衛、自戒、そういったようなことが絶えず繰り返行なわれていかなければならないという趣旨が一方にあるわけでございまして、今後ともその方向での動きは、緩慢ではございまいしょうけれども、進むべきものであると考えておるわけでござい

○広瀬(秀)委員 大体わかりましたが、スケールメリットの問題が過度に追求をされていくという中では、やはりこの中小企業金融機関、まだ体質の弱い信用金庫というところでは、やはりこのスケールメリットの追求という面ではマイナスになっていくこともあるわけですね。したがって、これは相対的にあります、そういう面もあるというふうなことから、特に最近中小企業の長期資金を安定的に供給する方策というものが非常に重要視されて、需要も増大をしている。しかし資金力がなかなかこれに伴わぬ。これにや

はり効率化をさせていく、あるいはまたイコールフットイングの上に競争原理を適用していくというの、これは公平の原則から当然のことだと思ふのでありますが、そういう面でもややハンディキャップを負っている今日の実態の中で、この信用金庫等に対する長期資金供給、需要というもの、この委員会でもこの法案の審議を通じて、少なくとも信用金庫債ぐらい出せるような環境というものををつくったかどうか、そうしてそういうことを実現させてやるべきではないのかといううなことが言われておるし、さらに財政資金を信用金庫にも投入するということや道を開いたらどうかといううなことが一つ言われておるわけですから、この点についてのどういう前向きのお考えがあるのか、このことをお聞きしたいわけであり

河野副総裁がお見えになりましたもので、それから、ついでに伺っておきますが、この信用金庫を対象にした日銀の取引ですね。これなどにつきましても、かなり弾力的に今後取引をし、また日銀から信用金庫も貸し出しを受けられるといううな方向に何らかの道を開いて当然いではないか、この辺のところを河野副総裁からもひとつお聞きをいたしたいわけであり

○近藤政府委員 中小金融機関につきましては、昨日の本委員会における質疑の際にも御答弁申し上げましたように、いろいろときめこまかい配慮をいたしておるわけでございまして。ただいま御指摘のございました全信連の債券発行の問題、これにつきましては、他の債券発行銀行との関連とか、それから全信連のあり方の問題、債券発行の具体的メリットの有無といううなこと、いろいろ問題もございまして、金融制度全体の中で慎重に検討する必要があります。早急に結論を出すことは困難であると存じております。それから財政資金の預託につきましては、先ほど大臣から御答弁を申し上げたとおりでござい

なお、あるいは日本銀行からお答えいただいたほうがいいかと思いますが、信用金庫の日本銀行との間の預金取引、貸し出し取引、いずれも中小金融機関の取引の数はたいへんふえてまいっております。たとえば相互銀行で申しますと、四十年、四十一年ぐらゐが大体五十行台でございましたが、ただいまは六十八行、それから信用金庫が四十一年、四十二年ごろ大体三十四とか四十八とかいう数でございましたが、現在は百十四行の預金取引にまで拡大されております。貸し出し取引につきましても、相互銀行の場合現在二十二行、信用金庫も全信連を含めまして三金庫ということに相なっております。

○河野参考人 いまお尋ねの点につきましては、銀行局長からお話ございましたことと大体同じでございますが、信用金庫を含めて中小企業全体の金融機関につきましては、私どもの取引は実体の成長に伴ひまして逐次これを拡大いたしてまいりたい。単に預金取引だけでなく、いまも局長から御説明がありましたように、貸し出し取引につきましても、相互銀行、信用金庫、信用金庫は連合会を含めてございまして、逐次これを拡大いたしてまいりたいと考えております。どのくらいのテンポでやっていくかということは、これはこれから実情に沿ってございまして、これはこれからの実情に沿ってございまして、だんだんお話のような方向で逐次着実に進めてまいりたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 あまり時間がありませんし、質問もあらかたはもう出ておるわけでありまして、今回の預金保険機構の出資金が四億五千万円。アメリカの預金保険会社の場合には政府と連銀の出資金が三億ドルで出発をした。三億ドルというと、三百六十円レートで考えればこれは一千八百億という膨大なものになるわけですね。まあアメリカ経済と日本経済の、特に金融面での差もこれほどはなないだらうと思うのですが、いささか出資額が少な過ぎるではないかという感じがするわけですね。さらに保険限度額、これが百万円までということになる。これも向こうでは一万五千ドルと

いうことで、まあこの点はやや経済規模に比例した、バランスしたものであるかと思ひますが、しかしこういうものをつくるからには、やはり零細な預金者、大衆預金者といひますか、そういうものが、日銀の調査にいたしてしまつてもまた企画庁あたりの調査にいたしてしまつても、もうすでに一世帯当たりで考えていいだらうと私は思うのです。が、そういう中でもう百四十万であるというようなことにもなつておりますから、もちろんこれは一人当たりというわけです。場合によつてはそれ以上にもなるわけですから、こういうことで、百万円というものについてはやや少な過ぎる感じがするわけですが、この点についても一度伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 アメリカの場合に比へまして、たとへば出資金等はこれはだいぶ古いころの出資の額でございまして、それからもう一つは、今回の日本の預金保険制度の非常に大きな特色は、たびたび申し上げておりますように極力簡素な組織にいたして、保険料の徴収と保険金の支払いのみに仕事を限るということでございまして、その意味から資本金につきましてもできるだけ少ない額ということで発足をいたしたわけでございます。

次に、百万円という限度額でございまして、これは全体の預金者のうちの、個人で申しますと九七%までが百万円以下である。金額にいたしまして百万円以下の金額が全体の八三%であるというやうなことからまいりまして、大体万一の場合にはほとんどの者の預金を返せるといふことではなからうかというところから定められたわけではございません。さらにアメリカの一人当たりの金融資産保有額あるいは日本の保有額との比較が、大体現在六・六対一くらいでございまして、そのやうな面から見てもまずまず百万円程度でいいけるのではなからうか。ちなみに、御高承のとおり、ドイツでも邦価換算九十八万円といふことで現在の制度が動いておるわけでございます。そういったやうなことで、いまのところは、当分の間

は百万円で十分であらうかといふふうに考えるわけでございますが、ずっと将来、まあ御指摘のやうな事態を生ずれば、そのときには十分検討をいたしたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 けっこうです。

それから、阿部委員の質問でしたか、銀行局長は、架空名義や無記名預金、こういうものに対しては一切やらない、こういうふうにお答えになつたと思つてありますが、十一月段階の新聞によりますと、架空名義や無記名預金も百万円以内ならばこの対象にするのだといふやうな記事が出ておつたわけでありまして、その点は間違いなく、架空名義の場合と無記名の場合、その取り扱いに差があるか。その点を再確認の意味ではつきり御答弁をいただいております。

○近藤政府委員 これは政令でこれから定めるところでございまして、おそくはお目に入りまして十一月段階での記事は単なる推測記事であらうかと存じます。架空名義預金と無記名預金といふものは、これは真の預金者がだれであるかといふことを明確にすることが技術的に困難でございまして、もし保険金支払いの対象にいたした場合には、保険金に限度額を設けた趣旨が全く没却されることになるおそれがございます。したがって、無記名預金、架空名義預金は政令によって保険金支払いの対象から除外をいたすつもりで現在準備を進めております。

○広瀬(秀)委員 この問題はあまり議論をしたくありませんけれども、架空名義預金であらうとあるいは無記名預金であらうと、預金をしている事実には変わりないんですね。その者が、実はこの無記名の分は私なんです。銀行でも、現在の銀行のビヘービアの中から、匿名でもいいのですよといふまで指導してきたやうないきさつがあるわけですね。そういうものが情性的にあるのだ。そういう場合に、そのものをびしゃつとやつて、法律上の争ひ——まあ制度としてはそういうものをつくることができないけれども、これが民事上の裁判段階に移行するといふやうなことになつ

てはたしてどうであらうかといふやうな点については、もつと煮詰めて、それが完全にその本人であるといふことがその無記名預金について確認をされるということになるとすれば、少なくともその一口の無記名——たぐさんやつていふといふやうな場合には、それはそのほかのものはいまおつちやつた趣旨によつてかまいません。しかしながらその一口についてはこれは入つたつてやむを得ないのじゃないかといふことに、最終的には今度の農地の問題と同じやうに、最高裁判決ではそういう軍配がある可能性もあるのじゃないかといふことを考えますと、その点はやはり慎重に取り扱つていただかなければならぬといふ問題だけきようは指摘しておきます。

もう一つ、これはだれも触れられなかつた問題として、前から社内預金といふものがあつて、これがなかなか保護されないといふことであります。これはこの問題についてはどういふ扱いになるか。これは一切対象にならないのか。これがやはり一兆円をおそらく軽く突破しているのが現実だと思つたのです。数年前にも一兆円になんとなつたという議論をしていふのですが、いま現実に数字はつかんでおりませんが、そういう状態にある。しかもこれが、こういう金融がかなりタイトのときにはふえる傾向にある。そういうやうな中で、倒産をした会社で従業員がみんな預金をしておつたものが何の保険もないのかどうか。この点についてどういふやうにお考えか。

○近藤政府委員 社内預金につきましては、従来から私どもの基本的な考え方といたしましては、二つの点で望ましくないと考えておるわけでございます。一つは、金融調整のうち外にある金と申しますか、うち外に立つものであるといふことでございまして、もう一つは、銀行行政の一番の目的でございまして預金者保護といふ考え方からまいりまして、この債務者預金は、いざという場合に預金者と申しますか預託者に払い戻せないおそれがある。その二つの点から好ましくないと、基本的なたてまえをとつてきておるわけでございます。

す。今回の預金保険制度の対象にはもちろん入れ
ておりません。

○広瀬(秀)委員 好ましくない社内預金が逐年ど
んどん増大しているという様な現況にあるわけ
でありますから、これについて何らかの預金者を保
護する施策というものを考えていかなければなら
ない。これはその企業の内部ベースでやっている
ことです。これはその企業の内部ベースでやってい
る面があるけれども、これに対する何らかの
保全の策を講ずるか。これは一歩引き下がった形
だけでも、そういう社内預金をなくするといっ
ても、前に田中大蔵大臣との問題で議論したこ
とがあるのですが、もうすでに一兆円に近いよう
なものをいまにわかになくするということは、日
本の企業に及ぼす影響が甚大であるとい
うようなことではなかなかわずかしい、こういう
点について、当時はこういう一般的な金融機関
における預金保険制度というものはなかった、そ
ういう中からこの問題が出て、これに対する何
らかの預金の保全対策というものを講ずべきであ
るといふような議論はずっと続いているわけであ
ります。これについてはさらにひとつ、何らかの善
意の預金者を——従業員預金者であるけれども、
企業倒産と同時にみんな不払いになる、こっちは
全くあれだからということで、この制度をつくる
ことによって社内預金が増えだん減るといふこと
にあるいはなるかもしれないけれども、それでも
なおかつならぬという様な事態も予想されるわ
けであります。企業一家、企業意識という様な
ものが非常に日本の従業員の場合に強いわけであ
りますから、おそろくそれほどのシフトがこっち
に来るといふことにはならない見通しである。そ
ういふ面についての配慮というものを、この預金
保険制度を一般的につくった段階において、さら
にその保護に対する何らかの措置というものを、
もう一べんひとつ積極的な立場で検討をしていた
だきたいと思ふわけでありまして、私の質問はこれで終
時間がございませんで、私の質問はこれで終

わります。

○毛利委員長 堀君。

○堀委員 最初に、日銀副総裁はお時間の都合も
ありまして、最初に、日銀副総裁に就任する部分から
質問をさせていただきます、そのあとで政府に対する
質問をまとめて行なうようにしたいと思ひ
ます。

まず最初に、十三日にアメリカの公定歩合の引
き下げが再びまた、再びと申しますか、また行な
われたわけでありまして、この前佐々木総裁に御出
席いただきまして、アメリカの最近の情勢
を見れば近いうちにまた公定歩合の引き下げがあ
るだろうと思ふ、こういうふうな私の考えを述べ
たのに対して、総裁もそういうことがあり得るだ
ろう、こういうお話でございました。その際、そ
れでは日本の公定歩合はどうなるだろうか、こ
ういふ問題については国内の情勢を十分見きわめ
た上で判断をしたい、こういうお答えでございま
した。確かに、公定歩合の問題というのは海外的な
要因もさることながら、本来的には国内的な問題
だと私も考えておりますので、その御答弁はそれ
でいいと考えておるわけでありまして、ただ、こ
のアメリカの公定歩合の引き下げは、今後いろいろ
の面でやはり日本の通貨関係あるいは為替の関
係には影響を及ぼすにはおかないだろうか、こ
ういふうに突は判断をしておるわけでありまして、そ
こで、国内問題はさておきまして、国際金融上の
問題として予想せられる各種の問題があると思ひ
ますけれども、これらについて当面日本銀行とし
てお考えになっておる、予想せられる問題点及び
それに対処する対処のしかたについて、最初に
ちょっと伺っておきたいと思ひます。

○河野参考人 お答えを申し上げます。

いま御指摘のように、十三日にアメリカは、去
年の十一月から数えて五回目の公定歩合の引き下
げを行なったのであります。もともと、これは当
局が説明をいたしておりますとおり、むしろ市
中の短期金利が相当下がってきておる。たとえば
B AにしてもT Bにいたしましても、そういう

市中金利の非常な低下の傾向に追隨したもので
あるということをおっしゃっております。またそのと
おりだと思ひます。したがって、公定歩合の
引き下げ自体が、実体的な問題としてそれ自体が
日本の経済にどうという問題でなくて、公定歩合
の引き下げということにあらわれておるアメリカ
の金利の低下の状況自体に実は問題がある。お話
のように、だんだん日本の経済が国際化してき
て、世界の中で相当な自由化というものが進んで
まいりますと、世界じゅうの国で起ってくるい
ろいろな金融上あるいは金利上の問題が、従来と
比べてわりあいキーンと日本の経済あるいは金融
に影響してくることは御指摘のとおりだと思ひま
す。したがって、アメリカの現在の公定歩合
に象徴されておるような金利の低下が、日本の経
済に非常に影響を持ってくることは否定できな
い。もともと、これは御案内のようにヨーロッパ
の關係でそれほどうストリートに影響が及ぶとい
うことはないわけでありまして、それにいた
しましても影響が相当くることは間違いないであ
ります。

いまいろいろ問題がございまして、どういふ点
が問題になるかという御指摘であります。これは
日本経済全体に広く影響が及ぶと思いますが、新
聞等で指摘されておる、また、たびたび堀委員から御
指摘もありますように、さしたる問題のほかに、
日本の円金融によってまかなわれておったもの
が、向こうの金利が下がれば向こうのドルを
使ったほうが業者としてもあるいは銀行としても
そのほうがコストが安くなるというわけで、いわ
ゆるドルシフトということを使っておりますけ
れども、ドルへ移っていくという問題がさしあ
たつてあると思ひます。この問題を私どもは決し
て無視するわけにはいきません。先ほど御指摘の
ように、佐々木総裁から申し上げたように、われ
われの公定歩合操作あるいは金融政策の基本とい
うものは、基本的には国内の情勢ということであ
りますけれども、さればといって、国外のそうい

う情勢に対して目をつぶって、あるいは監視して
いいということではないことは御指摘のとおりで
ございまして。

しかしながら、いまのドルシフトの問題に限
て申し上げますならば、これは輸出の面におきま
しても輸入の面におきましても、ことに輸出の面
におきましてはアメリカの——これは金利は御承知
のようにいろいろの要素がありますから、たとえ
ば為替銀行のマージンでありますとか、スワップ
をいたしますときのコストでありますとか、それを
どういふふうに見るかというところでの確には実
計算ができない、これは御承知のとおりであり
ますが、少なくとも輸出につきましては、B Aが
五割台になつたらすでに計算上はこれはドルに移
る状態になる。輸入につきましても、これは御承
知のように、去年の六月ですか、あのときのい
ろいろな事情で円金融に一部直したわけですが、こ
れがやはりB Aが大体四・二五——現在四・二五
でございまして、四・二五といふところが計算上
は大体境のところだと思ひます。もともと、先
ほど申し上げましたように、銀行のマージンある
いはスワップのコスト等をどう見るかによって、そ
の辺の若干の差は起こります。そういう状態
でございまして、私どもは、いまの状態におきま
しては、輸出におきましてはそう大したシフトが
起こらないと思ひます。これはある程度は起こ
るかと思ひますが、大したものではない。輸入につ
きましては、いまのところはまだ、私ども聞いてお
るところでは、業者段階である程度起こつてお
るかと思ひますけれども、まあたいしたものでは
ないように思ひます。

かたがた、日本の国際収支、ことに外貨準備が
どんどんふえておる状態のもとにおいて、これが
またドルシフトいたしますと、そういうことがさ
らに外貨の準備を増加していくことによつて、日
本の経済なりあるいはいろいろな問題を起すお
それがあるという点から、いろいろこの点につ
いて非常に心配をされる方が多いのでございま
すけれども、私どもは、注意はしてまいらなければな

らぬと思いますが、いまの状態においてそういうことがかりに起こっても、私どもはそんなに神経質に考える必要はない。

したがって、基本的には、今後のアメリカのB A レートあるいはT B は、個人的な見方ですけれども、私はもうそんなに下がらないのではなかつたかと思ひます。B A レートはあるいはひよつとしたらもう少し下がるかも知れませんが、まあその程度のところなら、いろいろな取引関係等を考へてみまして、いまの日本経済全体に決して悪い影響を及ぼすという心配はいまのところないと私どもは考へております。

したがって、もちろんこれは御質問にはないのですけれども、そのゆゑをもつて日本の公定歩合をさらに下げたほうがいいのか、これは下げることを考へるかという問題は、いまのところ私どもはそういうことは全然考へておりません。

○堀委員 いまお話しのように、ドルシフトの問題というのは、私もそう神経を使うことではないと思つておるのであります。外貨準備のドルがふえたということだけが問題ではないと思つてのであります。特に日本の場合には、輸入数量に対する外貨準備の比率というものはまだまだ西独その他に比べれば問題にならないほど小さいのでありますから、私はそのシフトの問題はあまり気にしてないのですが、今度のニクソンの教書その他によつても、結局アメリカの側で言いたいことがどうも二つある。一つは、黒字国はもうちょっと考へるという問題と、もう一つは、為替変動幅の拡大をやりたいのだ、こういうことが二つ出ているわけですね。この黒字国の問題というのはわれわれは別の問題として考へなければなりません、私は、いまのような低金利政策をアメリカがとつておる限りは、アメリカのドルは、まあ最近直物はみんな天井にきてゐるわけでありすけれども、そういうことにならざるを得ないのじゃないか。そうすると、これまでの日本政府、日本銀行もそうだったと思いますが、この為替変動幅拡大には、日本は御承知のように反対してきてゐるわけですね。しかし私は、どうもここまでくるとそれはどういふ形になるか、クロージングバンドのようになるのかどうかわかりませんけれども、やはり為替変動幅拡大の問題というのはこの次に当然出てくる問題だと考へる必要がある、こう考へますけれども、これは副総裁いかがですか。

○河野参事官 お話しのように、今後アメリカがいまのような政策を続けていく、おそらく私は当分続けていくのじゃないかと思ひますが、そうした場合には、為替変動幅の拡大という問題が起つてくるのではないかと御指摘だと思ひます。おそらくそういう問題が起つてくるかもしれないという御指摘だと思ひます。おそれることは、私どもも考へられます。ことに最近、御承知のようにE E C 諸国で通貨統一という問題に關連して、少なくとも統一通貨ということがいつできるか、これはわかりませんけれども、その域内通貨の変動幅を縮めていく、このことだけはおそろくある時期にはできるのではないかと。なぜかというところが起つてきたかといへば、これは御承知のように、アメリカのいまの政策に対する一つのやはり自衛という立場が非常に強いと思つてゐるものであります。こういう問題がだんだん熱してまいりますと、これは何をねらつてゐるかといへば、結局域内の通貨の変動幅を縮めるといふことは即域外に対しては弾力的に考へようといふことだと私は考へるのであります、そういうことがだんだん起つてくる。

そういたしますと、日本だけがいつまでも固定相場でいけるかどうかという問題はなかなかむづかしい問題を持つてくるおそれがあるといふことは言へると思ひます。ただ、現在におきましては、まだこれらの問題がどういふふうに移していか、私どもは見きわめがはっきりつきません。いろいろ、こうなるのじゃないか、あなるのじゃないかといふことは推定はいたしておりますけれども、まだはっきりしたことはつかめなかつた。したがって、今後の推移に対して、あらゆる場合に処してこれらの問題にどう対処したらいいか。いままではただアメリカとの関係、ドルとの

関係だけをどうするかということが主たる考へ方でありましたけれども、今後はそういういたヨーロッパの通貨といふものが一種のブロック——若干の変動はあるけれども、とにかくブロックをしていこうという状態になつてくると、このヨーロッパにおけるブロックされた通貨と、アメリカのドルとそれから日本の円といふものは、三角といひますが、そういう関係の問題として今後考へていかなければならぬ。いま私どもは別に、いままでとつてまいりました国際通貨に対する考へ方を変えるといふことは考へておりませんけれども、そういう今後の情勢の推移に対して、できるだけ適応していけるような対策は常時準備をし、研究していかねばいけない、かように考へております。

○堀委員 いま、まだ二月でありますから、急にこの問題が具体化してくると思ひませんが、やはり十一月ごろになれば、このドルの問題はかならず問題になる時期が来るのではないだろうか。カナダは御承知のようになつてゐるわけでありまして、私はどうせ日本も、いまは固定相場だといつてがらばつておりますけれども、やはり変動幅拡大に踏み切らざるを得ないところに来るのじゃないだろうか、こう思ふわけでありまして、そういう意味では、今後国際会議がいろいろ行なわれるわけでもありませんから考へていただきたいわけですが、どうも私の感じとして、行く末を見ておりますと、ドルシフトが起きて外貨準備がばつとふえたから問題が起るのじゃありませんけれども、おそらく前段に變動幅拡大が来て、その變動幅拡大の、日本は常に強いところにくつちやつた動かなくなるといふことになれば、これは当然日本は考へるべきだ。これは単にアメリカだけの問題ではなくて、要するにグローバルな問題として考へなければならぬ時期が来るんじゃないだろうか、こう思ふのです。

その際に、私はちよつと感じるのですけれども、最近ドルを持つておる国の中でも、西ドイツはそうではありませんけれども、オランダとかベルギーとかはけつこう金にかえていますね。日本は御承知のように、こんなに金を持つていない国はないのですよ。そしてまたずいぶんドルがある。少しは金にかえたかどうか。あまりドラスティックにかえるのはこの際ですからあれですけれども、世界的なそういう展望が私はやはり避けられないだらうと思ふのです。避けられない理由はあるわけですから、そこを避けられないといへば、まるまる損をしなくても、少しは金にかえるといふことも考へていけるのじゃないか、こう思ふのですが、日本銀行はどういうお気持ちでしようか。

○河野参事官 なかなかお答えが、デリケートな問題なものですから的確な答えは差し控へさせていただきます。ただ、いま思ふのでありますが、お話しのような方向はわれわれとしてもだんだん考へていかなければならぬし、現に考へてきております。ただ、問題は程度問題であるし、対外的方向等も考へなければならぬし、しかも現在、名目的にいはば金と通貨といふものは必ずしも密接な関係でもございせんし、日本の金の状態が非常に悪い状態だとも考へておりませんが、そういう配慮は今後頭の中に置いていかなければならぬと考へております。

○堀委員 その次に、金の問題は多少問題が起きてきたとしまして、確かにまだアメリカはS D R の引き出し権なりI M F のゴールドトランシュなりで、三十五億ドルくらいありますから、そう急なことが起ると思ひないのですが、ちよつとここで一つ伺つておきたいのは、私どもの党は実はS D R の創設に反対しておつたわけですが、その理由は、結局S D R ができてきた経過といふのは、なるほど、世界的な流動性に対して、こう言われておりますが、実は私はやはりドルに対する補強だと思つておりましたし、ドルに対する補強をこういふペーパーマネーでやるとい

うことは世界的なインフレを起こす非常に大きな原因になるのじゃないかということで、私は賛成しなかったわけですが、ずっと全体の経過を見ておきますと、どうもこの制度は、ドルを補強はしても限界があることを——おそらく、私は、このSDRの問題は、これ以上引き出し権をつくるようなことにならないのじゃないか、世界的に見てもそういうことにならないのじゃないかという気がしておるのでありますが、今日の段階におけるSDRの評価といいますが、私が申し上げているようなことは、それは違ふのだというようなことなのか、多少はそういうこともあるなということか、これもちょっと微妙であります、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○河野参考人 どうもこの問題もなかなか微妙な問題でございまして、的確にお答えを申し上げかねると思ひます。しかし、そういう問題でだんだん再検討しなければいかぬという空気がヨーロッパの一部に出ていることは御承知のとおりであります。ことにフランスのジスカールデスタン蔵相は、去年、SDRというものはどうしてできたかというところ——SDRにつきましてもフランスの立場というものは御承知のとおりであります、これは要するに、アメリカが国際収支を改善していくならば国際流動性が欠けてくるおそれがある。したがってそういうものを補強するためにSDRというものは考えられてきたのだし、自分たちも賛成した。しかしアメリカが相変わらず国際収支を赤字にしていくのでは、国際流動性というか、そういうものはどんどんヨーロッパへ入ってくるのではないか。それじゃSDRをつくった当時、要するに国際収支をアメリカがきちんと改善すると流動性が足りなくなる、それを補う意味においてつくったという、その本来のことに戻って一べん再検討をする必要があるのではないかということ、公の席上で言っておくことは御承知のとおりであります。そういうことをみんなが言っておるわけではございませんが、そういう空気があつた。その空気があつたということだけを御紹介申し

上げることでお許しをいただきたいと思ひます。○堀委員 副総裁の御発言、影響するところが大きいと思ひますからその程度にとどめておきますけれども、要するに、私どもはこの問題を考えるときには、どうも率直に、私どもは、世界がやや対米追従といひますか、そういう傾向が強かった。しかし、今日私どもはアメリカに対して言うべきことを言わなければならぬところに来ているのではないだろうか、御説ごもっともでいくことが必ずしもアメリカのためではないんじゃないかという気が実は非常にしておるわけでありまして、しかし、そう言つても、ある程度のことか、国際協力というものを無視していいと私は申しておるわけではありませぬけれども、今後のそういう為替変動幅の問題にしても、各種の問題、いろいろが実はどこから来ているかといひますアメリカから来ておるという点については、ひとつ政府当局及び日本銀行としても十分——日本の言うべきことをフランスが言つてゐるから、まあ黙つておつてもわかるだらうという話でないような取り扱ひをしていただく時期が来るのではないかと思ひますので、その点は特にそういうこととお願ひしておきたいと思ひます。

○河野参考人 金融調節のやり方につきまして今度は国内問題でございしますが、実はこの前に佐々木総裁がございしたとき、日本銀行がいま通貨供給手段としてつておられるところのオペレーション政策のオペ種がどうも不足をしてゐるのではないか、少し検討が必要でしようという問題提起をいたしました。総裁も全くそう考へておる、こういうお話でありましたが、最近新聞が伝えるところによりますと、確かにそういう、特に都市銀行にオペ種が不足をしてゐるというところで、優良手形を買いオペの対象にしたいというところが日本銀行でかなり固められつたあるという報道が伝えられておるわけですね。これは一体そういうふうにするに検討を進められておるか、お考えが固まりつつあるのか、この際ちょっとこの問題を明らかにしていただきたい。

は、たしかあれは三十七年でありまして、十年ばかり前に始めましたあの方式の基本は、いま私どもは変えるつもりはございません。しかし、いま堀委員から御指摘になりましたように、いまのところ当分は別に差しつかえないのでありますけれども、いまやっております方式でいきますと、いま御承知のようにオペレーションの対象は国債と政保債でやつておるうちに、量的に若干窮屈になる、足りないというところまでいきませんでしようが、窮屈になることは確かでございます。これを補う方法として幾つも考えられるわけでありまして、一つは市中に対する貸し出しの限度を拡大するというところ、もう一つは有価証券の売買の対象を拡大すること、それからもう一つは、御指摘になりましたような手形の売買という形でそういうことがやれる、この三つのことをいろいろ検討いたしております。

手形の売買によつて金融の調節を行なつていこうというところは、いま申し上げましたように一つの案として、考えられる方法として、私どもの検討の対象にはなつておることは事実でございます。しかし、これはなかなかいろいろの問題がございします。たとえば市場の問題、一番いいのはやはり、かりにやるとしても手形市場というものがあつたほうがいい。その手形市場というものがコール市場というものとどういふふうにかつていふふうにかつてそれを処理していったらいいかという問題、これはまたコール市場自体の正常化の問題とも関連いたしてまいります、まあそういういろいろの問題がございしますので、まだ的確な結論は実は得ておりません。

したがつて、先ほど来申し上げましたように、いま一兩日中にきめなければならぬ問題でもございませぬし、やはりそういうことをやつていきますためには、市場の各方面のそういう問題に対する考え方、あるいはまた、かりにやるとすれば整備をやらなければならぬ問題等もございしますから、いま三つの問題をもう少ししばらく時間をかけて検討いたしたい。検討の対象になつておること

は事実でございします。

○堀委員 私は、要するに対象債券の拡大の点は、少なくともかなり公的なもの、たとえば電力債であるとか金融債であるとかあるのは公衆地方債、この範囲はけっこうだと思ひます。ただ、いまの手形問題というものは、これはちょっと問題があると思ひます。これは、第一点問題があると思ひます。これは、市場ができておれば価格をきめることは簡単でありますけれども、一体手形の価格をどうするか。市場もないのに日本銀行が一方的にきめるなんというところは、これは私は非常に問題があると第一考へておりますし、またそこまでもなくともほかに方法があるだらう、こう思ふわけでありまして、いまお話しのように手形割引市場などというものが簡単にできる性格のものだと私は実は考へております。これは毎々私は当委員会でも申し上げてまいりました。金利がほんとうに自由化をしてまいりましたならばこの問題はきつめて簡単でありますけれども、私は何回か声を大にしてやつてきましたけれども、まだ公社債市場すらできない状態で、一挙に手形の割引市場などをつくらうと思つたてでできる性格のものではないだらう、私はこう考へておりますし、いまお話しのようにコールが——これからこれを少し何うのですが、コールそのものがこれまた、かつてはフリーなマーケットであつたものがフリーでなくなつておるといふことから見ましても私は手形割引市場なんというものはなかなかできるとも思ひません、そういう無理な問題をあまり考へないほうが——私はやはり経済というものは自然にものが処理されるように、あまり人為的な方法を考へるといふのは適切でないと思ひます。

もう一つは、いまのオペレーションというのは、多少はかにもありますけれども、主として都市銀行だけが対象になつておるわけでありましてね。そこで、これは実は預金保険にも関係するものでありますけれども、この間も参考人のおいでになつたときにちょっと大蔵省に伺つたのでありま

すけれども、現在の都市銀行の預貸率ですが、そのときに大蔵省でお話しになったのは、都市銀行上位行は九五・五%の預貸率、中位行が一〇・七%の預貸率、下位行が九四・二%で、平均して九六・九%というのが都市銀行の預貸率だ、こういうふうになっておりますね。実はいまこの中でちょっと伺いたいのは、この中位行一〇・七%となっているのは、これはクレジットラインをこえているのがあるということか、クレジットライン以内でこうなっているということなのか。そのところが最初にちょっと伺いたいのではありませんか、どうでございましょうか。

○河野参考人 クレジットラインということとは、実は非常に俗語でございまして、この各銀行ごとのクレジットラインということ、貸し出し限度——私どもは貸し出し限度は御承知のようにしゅちゅう動かししております。それからこれは大体対象貸し付けということばを使っておりますが、御案内のようにたとえば輸出入関係の、まあ金融といわれているものは、このクレジットラインからはずしてございまして、そういうことを含んで考えますと、もちろんクレジットラインをこえた貸し出しというものはないのであります。金額としては、それは日本銀行の貸し出しはこえておられるかもしれませんが、それは先ほど申し上げましたように対象外の貸し出しがふえておる。クレジットラインをこえて貸すということはいたしておりません。

○堀委員 そこで、実はこういうような預貸率になっておるとところが預金保険に入るといのはどういうことかという問題が一つあるのですが、と同時に、私は通貨供給の手段をもう少し範囲を広げたらどうなんだろう。要するに地方銀行なりその他の範囲に——もう実は国債なり政保債を持ってやるわけですから、ここでひとつオペレーションをやつて資金を供給して、しかし向こうは資金を供給されたからといってすぐそれが貸し出しに回るようにならないわけですね。大体地方銀

行あたりの預貸率というのは八五・七くらいですから、そういうことでやっておりますから、それを指導によってこれはひとつコールに回してきて、そのコールを都市銀行、とるならとりなさい。どうもずっと見ておられますと、いろいろな金融政策というのは都市銀行にフェーバーが少しあり過ぎるような感じがしましてね。それはいまの債券のうちはいいのですが、ともかく債券種がなくなつたら手形でもとってやろうという。よそは債券があつてもおまえのはうは知らぬぞ。要するに都市銀行だけは手形でもとるのだという発想は、私は地方銀行その他の、都市銀行以外の金融機関にすれば、どうして日本銀行というのとはそんなに都市銀行のめんどろを見なければならぬのか。少なくとも日本銀行というのは日本の金融機関の中央金融機関ではないのか、こういうふうな声を私はよく聞くわけですよ。日本銀行というのはいま見ていると、あれは都市銀行のための中央銀行であつて、それ以外の金融機関にとっては——さっきいろいろやつていくんだと、こうお話がありましたが、現実にはその他の金融機関は、日本銀行は都市銀行の中央機関だと、こう考えているのも事実なんです。私はやはりここは、そろそろいろいろな諸般の情勢を考えながら、日本銀行がやはりほんとうの意味の日本の中央銀行になる方向を少し考えてみる必要があるのじゃないか、こう思うのですが、その点いかがでございましょうか。

○河野参考人 いろいろ御指摘はごもっともな点が多いと思います。ただ、私どもは先ほど、それは言ひのがたと言われるかもしれませんが、オペレーションは何も都市銀行に限ってやっておるわけではございません。それからいま一般の財界、経済界等ではやはり日本銀行の貸し出しをもう少しゆるやかにしたいじゃないかという議論も実はございまして。これは金融調節方式の問題にも関係いたしてまいりますけれども、私どもは必ずしも貸し出しの限度を拡張することがいいとは思っておりません。このこともいろいろ理由がございましてけれども、その幾つかの理由の一つは、やはり都市銀行に偏重するおそれがあるという問題も頭の中にあるわけでございます。ただ、資金が偏在していると申しますか、資金の需要が非常に都市銀行を中心にして旺盛であり、しかもその資金の源である預金を中心にした資金の吸収ということがそれに追いつかないという問題の解決の方法は、これは別途にいろいろ考えなければならぬ。この問題の一つの解決方法は、私はやはり基本的には、御指摘のように社債市場、資本市場というものをもうと弾力的にし、これを育成し強化し、そして金利というものをできるだけ、自由化ということばがいかどうかわかりませんが、弾力的に、実情に合うようにしていくという方向へ、一挙にはまいりませんけれども、こういうことをやりながら、有価証券市場における証券の売買を通じてその資金の偏在を解決していくのも一つの方法。

それから、先ほどちょっと御指摘がありまして、あまり御賛成はいただけなかったのですけれども、手形市場というものがほんとうに割り引きするようになれば、この手形市場の手形の売買を通じて資金の偏在というものはある程度調整できるわけです。そういう問題の一つだけに限らないで、やはりいろいろな手を使つて、そういったものを調整していく方向は、一挙にはなかなかいきませんけれども、忍耐強く着実に一步一步進めていけば相当改善できる道があるのではないかと私は考えております。したがって、そのこと自体から直ちにいまの問題について、オペレーションの範囲をもつと都市銀行以外のものに多く拡大したらどうかという意見については、いまにわかに賛成の意を表するわけにはまいりません。しかし、御指摘のような点についていろいろ考慮しなければならぬという問題があることは十分承知いたしておりますので、今後金融調節方式についていろいろ検討をいたしてまいります場合には、そういった問題も十分頭に置いて考えていかねければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○堀委員 そこで、今度はコールにちょっと入るのですが、いまコールの利率をきめているのはどういうことになっておるのでしょうか。実は私が聞いておる範囲では、都市銀行とそれから短資業者と日本銀行とですか、三明会というのですか、何かそういうところで話が始まっているのじゃないかというように聞いているのですが、ちょっと私も実情をつまびらかにしておらないので、ちょっとその点を伺いたいのですが……。

○河野参考人 コールの金利は、三明会といいますが、名前はちょっと忘れましたが、当時者が話し合われて、金融情勢その他資金の需給状況を見きめておられるようであります。私どもはもちろん中央銀行として、情勢の報告は常に受けておるわけでございます。もちろん当然その問題についての情勢なり報告は聞いておりますけれども、日本銀行が直接、金利自体を具体的にきめるためにタッチしておるといことはございせん。

○堀委員 ただ、いまのきまり方が、聞くところによりますと、取り手と仲介をしておる者だけがきめて、出し手はそこへ入つてないという話ですね。これはどうも事実のようですが、いかがでしようか。

○河野参考人 出し手の代表をだれにするかという問題もございまして、その出し手のほうの立場は、やはり短資業者がよく出し手のほうの情勢を見て、取り手のほうと相談をしている。短資業者は、その出し手の立場なり出し手の希望なり出し手の条件なりというものを頭に置きながら、そこでいろいろ、ネゴシエーションということばがいかにどうかかわりませんが、話し合いが行なわれると承知しております。

○堀委員 私が聞いておる範囲ではどうもそうならない。要するに出し手の代表をそこへ出すべきだということがかなり強い意見として実は聞いておるわけですね。ですから、これは私、ものごとをきめるときに取り手だけのほうが短資業者と話をきめるといふことは、これまたどうも

都市銀行向けにフェバーがあり過ぎるような気がするので。これは農林中金でもいいですし、どこでもいいですけれども、やはり出し手を一枚そこへ出して、出し手の意見と取り手の意見を短資業者がまん中であつて処理するということは、やはり仕組み上当然じゃないかと思ひますけれども、その仕組みについてはいかがでしょうか。御賛成なら御賛成だとお答えいだきたい。

○河野参考人 実は私はあまりこまかいことを承知いたしていません。おりませんが、私の承知いたしてあります限りにおきましては、いまの出し手のほうの利害なりあるいは条件なりあるいは希望なりというものは、十分短資業者によつて代表されておりますという事は聞いておりますが、詳しいことは存じませんからいま的確に堀さんの御質問にお答えがはつきりできませんけれども、もう少し実情を調べまして、また必要に応じて改善をする必要があるようでしたらそういうことも考えてみたい、かように考えております。

○堀委員 大蔵省はいまの問題を承知していますか。

○近藤政府委員 ただいま副総裁からお話がございます程度にしか承知をいたしていません。

○堀委員 きょうは副総裁においでいただいておりますから、技術的なことも問題があるうかと思ひますが、私が聞いております範囲では、出し手の強い意見です。どうかこの点は、私はこういう問題はフェアにやるべきだ。私はその話を聞いて、それは問題がありますね、ですからそれはフェアにやるべきだと私も思つておりますので、フェアにやることについての御反対はないと思ひますから、どうかひとつ実情をお調べの上、やはり問題はそういうフェアなところできまるようにしていただきたい。それにしても、実はいまお話を聞いてみますと、何か日本銀行はたいへん御関係がないように聞こえるのですが、私どもの感じでは、率直に申し上げてそういうふうには感じておりません。何とかひとつそれが日本銀行の副総裁がおっしゃったようになるように、関係がな

くて自然の成り行きで実際の経済条件にマッチしてきまるように、ひとつ御努力をいただきたい、こう思ひます。

そこで今度はちよつと預金保険の問題で少しお伺いをいたしたいのでありますけれども、日本銀行法案第二十條には「日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス」とございまして、その二項に「手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付」こういう一項がございましてね。これは日本銀行の貸し付けに際してはすべてこの条項が働くと思ふのであります。副総裁、それでよろしうございませうか。

○河野参考人 他の条文によつてそれを排除したものがございまして。たとえば大蔵大臣の認可を受けてやる場合におきまして、特別な場合におきましてはこの条文によらないでやるものもございまして、そういうもの以外につきましてはこの条文に従つてやっております。

○堀委員 今度の預金保険法第四十二條は、「機構は、保険金の支払に關し必要があるを認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができ、二項日本銀行は、日本銀行法第二十七條の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができ、こうなつておりますね。そこで認可を受けるほうは、実は機構が受けるんですね。第四十二條で、「機構は、保険金の支払に關し必要があるを認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができ、二項日本銀行は、日本銀行法第二十七條の規定にかかわらず、機構は認可を受けて借り入れをします。ところが「日本銀行は、日本銀行法第二十七條の規定にかかわらず、二項日本銀行ハ本法ニ規定セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ但シ日本銀行ノ目的達成上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」こうありますが、この「二十七條の規定にかかわらず、」ですから、「規定に

かわらず、」ということとは、この「但シ」の項目を含めてこれには該当しないんですよ、これ以外にやれますよと、こう規定したわけですね。そこでこれに關係しない。そこで「前項の資金の貸付けをすることができ、」こう書いていますね。そうするとこの「貸付け」は、この法律の条文からくれば第二十條の貸し付け以外に日本銀行の貸し付けはあり得ない、こう考へるのですが、そうすると保険機構からこれは担保をとることになるのじゃないか。担保をとらなければ日本銀行法に抵触することになるのじゃないかと思ひますが、これは大蔵省が出している法案ですが、日本銀行としてはどう考へになるか、ちよつと伺ひたいのです。

○河野参考人 実はこの法案作成者じゃないものですから、私、的確にお答えができませんが、おそらく、私なりの読み方は、いま堀委員がおっしゃった読み方と違ひ読み方をしたいんじやないか。この二十七條というものは、本文で「本法ニ規定セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ」ということとは、二十條のあの規定をも含めて、本法に規定しておる業務以外のことをやっちゃいけない、こういうことですね。二十條の各項の規定も含めて、その業務以外のことをやっちゃいけない、こういうことですね。それを「かわらず」で排除すれば、二十條にかかわらずということになるんだらうと。私は法律はあまり得意じゃございませうが、しろうと考へて考へます。それから二十七條のただし書きは、大蔵大臣の認可を受けてやればこの限りでないということですから、その規定も「かわらず」で、認可を受けないで、しかも必要があれば担保をとらないでやれるということにこの規定は示しておるのではないかと、こういう考へております。もっともこれは政府の法案ですから……。

○堀委員 政府の法案ですから、ただ日本銀行としては、ということですから……。

それから、これは副総裁が理事長に就任されることに法律でできておりますので、その理事長と

してのお考へを——まだ理事長になつておりませんが、理事長になられた際におけるお考へをちよつと承つておきたいのですが、実はこの法律の五十八條に「機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に應じ、預金者等が金融機関に対して有する当該預金等に係る債権を取得する。」こう書いてあるのです。ですから、確かに債権は機構にくるといふことになるんだと思ひますが、あそこその債権というのを一体どうするのかという問題は実はこの法律に書いてないのです。何も書いてないのです。ですから、そうすると、当然理事長が運営委員会にはかつておやりになるのかどうかわかりませんが、こういう法律を政府が出しております以上、理事長としては、そうやつてつづけてしまつた銀行の債権は機構が取りました。ただ債権を取つただけではこれはどうにもなりませんから、やはり債権を取つた以上、その債権を何らかの形で行使をするというのですか、しなければならぬと思ふのです。何も書いてないのですけれども、こういう機構でそういう債権の行使等を、一体どういふふうにしてつづけたやつのをやるのか。そこがちよつと、破産の宣告とか、たいへんはつきり問題が提示されておることなもので、それから、どうかと思ひまして、当然理事長がそのときにはお考へになることだと思ふので、これは本来政府に聞くことだけれども、副総裁でお答えいただければひとつ……。

○河野参考人 まだ法律が通つておりませんし、施行されておられませんし、私まだ理事長になつたわけでもございませぬので、実はそういう答弁を求められて非常に當惑いたすわけがございまして、おそらくこれは、一般の取引の場合によくあります。債権が代位されて、そうすればその清算になる場合もありまじやうし整理する場合もありまじやうが、そういうことの一環としてこの債権を、残余財産の分配にあずかる。たとえば、その当該取りつたを受けた銀行がつぶれば、その残余財産の清算の過程においてその残余財産の分配にあずかる。そういうことを、機構自体も少人

数でやることですからとても物理的にできないじゃないかという問題もございまいしょうが、それはいろいろな規定で、金融機関とか私も日本銀行等が事務の委託を受けてやることになっておりますから、私もいま法案の審議の途中においてどうするかといわれても非常に困るのですけれども、何とかいじやないだらうかと思ひます。

○堀委員 日本銀行副総裁への質問はこれで終わります。

○毛利委員 河野参考人には御多用のところありがとうございします。厚くお礼を申し上げます。どうぞお引き取り下さい。

○堀委員 預金保険の問題を引き続き政府にお伺いをいたします。

実はこの前土屋参考人からも、今度の預金保険機構の中に信用組合を含めることについては疑義がある、こういうお話がありました。実は私も、信用組合というのは本来のたてまえが、その他の不特定多数を相手にしてある金融機関とは著しく趣を異にしておりますから、この点については問題があるというふうに感じておりましたけれども、法案の中に出ておりますから少しお伺いをいたしたいのであります。

信用組合が過去五年間に新設されたのは一体幾らあるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○近藤政府委員 信用組合の過去五年間におきまして新設された数は二十五組合でございします。

○堀委員 都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫を含めて、過去五年間に新たに免許の与えられた金融機関は幾つありますか。

○近藤政府委員 ほかの金融機関には新設は全くございせん、転換を認められましたものが長野相互銀行が一つあるだけでございします。

○堀委員 いまのように、片方は不特定多数を相手にした金融機関として、そうして大蔵省の銀行行政としては、現在日本の金融機関は決して少な過ぎるということはない、どちらかというとし多過ぎるということが私は合併転換法その他をも

たらした一つの原因であると考えておるのであります。片や大蔵省の監督権外にあるというせいでありまして、信用組合については過去五年間に二十五もできておる。年度別には最近どういふことでできておるのでしょうか。

○結城説明員 私からお答えいたします。四十一年度が十組合でございします。四十二年一組合、四十三年度四組合、四十四年度七組合、四十五年度三組合、計二十五組合でございします。

○堀委員 現在信用組合の数が五百三十六で、ずいぶんあるわけですね。これはもつともつとふやしていいという考え方に大蔵省は立っていません。昭和四十年ごろにこの問題を伺ったときは、大蔵省としては信用組合の新設には反対でございしますということをたしか伺ったように承知をしておるのでありますが、この点大蔵省の方針はどうなっているのでしょうか。

○近藤政府委員 その点はただいまお示しのとおりでございまして、大蔵省といたしましては信用組合の新設については原則的には抑制の方向で臨みたい。ただ特殊の職域のもの、たとえば医師信用組合というふうなものでございしますとか、あるいは韓国人等を対象といたします信用組合、これらのものににつきまして、基本的な抑制的な態度は堅持しつつも、例外的にこれを認めるという方向で臨んでまいっております。

○堀委員 そうすると、いまの二十五件をその例外的要素でちょっと区別してもらいたいのですか。

○結城説明員 二十五件のうち、ただいまの韓国人とかそういう三國人関係の組合が十四組合でございします。それから職域組合、これが三組合でございします。それから業域が四でございします。あと地域の組合が四組合でございします。

○堀委員 そうすると、いま局長がお話しになった特例的なものというのは十七ですか。あとの業域、地域というものは、これは特例的なものにならないのでしょうか。あとの八というのとはどうですか。

うですか。

○結城説明員 信用組合の設立につきましては、四十二年の十月、中小企業金融制度のあり方に關する答申というものがございまして、金融二法がそれに基づいてできたわけでございします。それから信用組合の設立あるいは信用組合に対する監督というものは、たとえば大蔵省が基本通達を出しまして、信用組合の設立につきまして、要するに事前協議というふうな形で、地方自治体が自由に設立することはないようにという、こういう指導をいたしております。で、それから設立ということになりますと、地域組合は一件も認めてございせん。いづれもただいまの三國人関係の組合とか、あるいは医師組合というふうな、一般の金融機関ではなかなか信用をつけた、こういう場合に限って認めている、こういう状況でございします。

○堀委員 そうすると、これからはそういう地域組合等の新設はないと見てよろしいでしょうか。その点をちょっとお答えをいたしたいと思ひます。

○近藤政府委員 その方針で臨むつもりでございします。

○堀委員 その次に、最近の解散した信用組合、これは一体幾つくらいあるわけですか。その解散をするに至った経緯を、簡単にひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○近藤政府委員 過去五年間に解散をいたしました組合は四つございします。その経緯につきましては担当課長からお答えいたさせます。

○結城説明員 解散の四組合でございしますが、長崎中央信用組合、徳島中央信用組合、大成信用組合、和歌山県警察信用組合というもので、一つ一つにつきましては実は私も現在はいきりした経緯を持ち合わせませんが、たとえば、長崎中央、徳島中央というふうなところにつきましては、確かに大口の貸し出しというふうなことから金融が困難になった、あるいは導入が若干あつて、経営が困難になったということで解散に至つたように記憶しております。

憶しております。

○堀委員 実は、これまではそれで済んだと思うのです。しかし、預金保険機構をつくつて、国が出資をし、法律をもつてこういうことを定める以上は、少なくとも預金保険をつくつたから、信用組合が解散になつても心配ないのだということに私はならないと思ひます。要するに、預金保険をつくることは、さらにこれまでに以上に金融機関が過誤を起さないような指導監督を行なうことでなければならぬ、こう私は思うのですが、政務次官、その点どうでしょうか。

○中川政府委員 そのとおりだと思ひます。

○堀委員 実はこの四つの信用組合で、まあいまのお話からすれば、これは過去に起きたことでもありませんけれども、十分精査がされていらないと思ひます。これは私、信用組合法をずっと読んでおりましたも、貸し出しの限度というのとはちやんと、出資金及び積み立て金ですか、何かの二〇%というふうな規定されておる。信用金庫も施行令で二〇%になっておる……

○結城政府委員 本法でございします。五十四条の二にございします。

○堀委員 私の見間違ひでした。——この際、相互銀行は一〇%に押えてあつて、これは少し相互銀行は問題にしておるわけですが、この信用組合の二〇%というものが今後、はたしてこのままではないのかどうか。これはかなり古いことだらうと思ひますが、本来なら、この信用組合にしてもそうです、信用金庫でもそうですけれども、性格が協同組合組織なんですから、できるだけ多数の人に小口で貸すというのが本来のたてまえではないのだから。そうすると、相互銀行のほうは実は協同組合でも何でもありません。株式会社ですからね。株式会社はのうにきびしく協同組合のほうにゆるいというの、何だかこの点はちょっと逆なんじゃないだらうかという感じが私はするわけがあります。この問題については、特に信用組合の今後の管理の問題というものは、五百もあることですからなかなか大蔵省は目が届かないと思ひます。

が、それならそれで少しルールをきちんとしておくことも必要ではないか。ましてや相互銀行を二〇%と定めていい以上、信用組合の取り扱いが二〇%のままでいいのか。いまお話を聞いていると、大口の貸し出し等によって解散がもたらされたというような例もあるように聞いておりますので、この点についての今後の対策は何かかというのをちょっと伺いたいと思います。

○近藤政府委員 この点につきましては、御高承のとおり、金融二法制定の際にたいへんいろいろと議論されました結果、中小金融機関を全部統一するということまで現在の規制が行なわれたわけでございますが、先ほど来お話しのとおり、今回預金保険機構の御審議を願ひ、これが成立を見ました時点におきましては、やはり信用組合について従来以上に経営の監督その他各般にわたって再検討を考慮すべき点があるかと存じます。そのような見地から、実はことしの一月二十七日に通牒を出して、従来以上に監督を強化するということで、たとえば法令の順守、内部管理体制の強化あるいは役員の実業体制の確立と経営責任の明確化、それから検査の励行と充実というようなことについて通達を発したわけでございますが、なお指導監督につとめてまいりたいと存じております。

○堀委員 この信用組合の検査権というのは、これはやはり認可をして都道府県知事にあるのだと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○堀委員 都道府県ではどの程度この検査を行なっているのでしょうか。

○結城説明員 都道府県の検査でございますが、私どものほうではこれは四十五年に調べたデータでございますが、全国の組合五百四十、その当時の数字でございますが、検査を実施された組合、これは各都道府県がやったものでございますが、四十四年度が二百三十二組合、割合にしまして四二・九%、それから四十三年度は二百二十六組合、四一・七%、こういうふうな実績になってお

ります。定例的には一年ないし二年の周期で検査するようにということで通達で指示してござい

ます。

○堀委員 そこで問題は検査なんです、大蔵省の場合には検査官という十分訓練をされ能力のある人が検査しておりますから不安はないのですが、都道府県には一体ちゃんという検査官というものがあろうのでしょうか。

それから、都道府県がやっていることですから、四十幾つもあるのですから、一体その検査のルールなりいろいろ問題というものが正確に行なえているのかどうか。特に、私どもが承知をしておる範囲では、最近よく知りません、しかしかつては、知事がかわるとともに信用組合の店舗がふえたりする、こういうことなんですね。どうも多分に信用組合の関係者とそういう政治的な知事等とのつながりもあるというのを聞いておるわけですが、どうもそうなる、はたして検査が公正に行なわれているかどうか。別に都道府県知事を監視するわけではありせんけれども、やはり預金保険機構の中に入る以上は、何かそこらに検査というものの対するオーソリティーがある程度確立をされていなければ、きょうは検査に行きますよ、はいどうぞおいでくださいなんて検査がやられていたのでは、検査をやったということにはならないと私は思うのですが、その点については大蔵省はどういう指導監督をしておられるか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○近藤政府委員 その点はまさに御指摘のような面が多々あるわけでございまして、ことしの一月二十七日の通牒の中でも、特に検査の励行と充実というところをうたっております。そしてその中で、「県によつては未だほとんど検査を実施していないものもあり、全般に検査の実施状況は十分とはいえない。検査は信用組合の業務及び財産等の適確な把握を通じてその健全経営を確保し、ひいては預金者の保護をはかるものであつて、信用組合基本通達の細目に沿つて確実な検査の励行をはかられたい。また検査の充実につ

いても、検査要員の確保及びその質的な向上について人事面その他で特別の考慮が払われるように配意されたい。」ということをやつたところをうたつてございまして、かたがた毎年講習会を行なうわけ、検査要員に対する指導、訓練等にもつとめております。もしこの預金保険法案の成立というようになるとに相なりますれば、この点についてはさらに強化をいたしてまいりたいと考えております。

○堀委員 協同組合による金融事業に関する法律という中では、大蔵大臣は実際に調べることでございまして、たしか書いてあつたと思うのですが、いまの問題はひとつ、ただ通達を出して処理をするだけではない、これを追認する意味で、年間に幾つかの信用組合を大蔵省みずから検査をして、都道府県知事の行なう検査がはたして適正な検査であるかどうかを私はチェックをしていく必要があるのではないか、こう思うのです。これは現行法でできると思うのですが、どうでしょうか。

○近藤政府委員 ただいまの法律上のたてまえでは残念ながら直接の検査ができませんので、都道府県で行ないました検査の報告を財務局で詳細に受けることによりまして、そこで必要な指示等をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○堀委員 私はそれじゃ不満ですね。やはりこの際預金保険機構に入れるのならば、これはやはり日本銀行と大蔵省が責任を持つてやることになるわけでありまして、当然私は、何も全部をやるというのじゃないのですから、抜き取つて、その検査が適正に行なわれているかどうかを追認する必要は、法律を改正してでもつくべきではないか。何も、大蔵省それだけでなく手が一ぱいではすから、しよつちゅうどんどんやれというこ

だという点については、都道府県知事の責任を追及するだけでは済まないと思つております。どうかひとつ、前段でいま政務次官がお答えになつたように、預金保険をつくることは、それによつて安易に流れるということではありせん、現在よりきびしく処理することが望まれるということ

は間違いない事実でありますから、現行法で処理ができれば、ひとつ法律改正を行なつてでも信用組合に対する適正な検査が行なわれることを担保する必要がある、私はこう考えますが、政務次官どうですか。

○中川政府委員 確かに御指摘のように、こういった機構に入つて国が乗り出すあるいは日本銀行が乗り出すということになりますれば、やはりそういった事故を起こさないだけの体制を整えるふうは十分しなければならぬ。この法案が通りまして、しばらく推移を見た上で、そういう必要があれば法案の改正をして検査権を持つような方向に検討してみたい、このように存じます。

○堀委員 いまの御答弁ですが、そういう事故が起きてからでは遅いのですからね。要するにこれが通つたらさすくやつてもらいたい。それをやることによつて、都道府県の検査のあといつやられるかもしれない、追試験を受けなければならぬと思へば、やっぱり最初の試験はちゃんとやっておかなければならぬということになるので、何も必ずしも私は試験をやらなければならぬとは思いませんけれども、しかし検査ができるというチャンスが開かれていなければ、やはり検査が安易に流れるおそれがある。さつきお話しのように、検査をやつていない果の信用組合もここに入れるのですから、これは実はたいへんなことですよ。各種金融機関はそのために負担をするのですから、だから、少なくとも信用金庫以上は大蔵省が検査しているわけですから、免許制度でありますから、これについてはお互い金を出し合おうということになると思つております。しかし信用組合で、検査もされていない信用組合まで自分たちの保険の金を使われるのだということになれば、これは

問題があるかと思うので、少なくともそれらの点については他の金融機関と同様の取り扱いが受けられるということが、他の金融機関にとってもこの預金保険法を生かすために非常に重要なファクターになるだろう、私はこう考えますので、ひとつこの際十分御検討をいただき、すみやかな処置を講ぜられることを希望いたします。

信用組合の問題とそれから預金保険は大体以上で、時間がだいたい過ぎましたから、少し次に貸付信託法の一部を改正する法律案について伺っておきたいと思ひます。

まず、法律の点であります、今度は第一条は、「この法律は、貸付信託の受益権を受益証券に化体するとともに、受益者の保護を図ることに、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的とする。」と書いてあります。この「国民経済の健全な発展に必要な分野」というのはどういう分野になりますか。ちよつとそれを具体的にお聞かせ願ひたい。

○近藤政府委員 「国民経済の健全な発展に必要な分野」というのは、従来から述べられておりました、たとえば緊要なる産業、その他の産業も当然含まれるわけですが、そのほかに住宅建設、用地造成、公害防止というような生活環境改善資金、並びに社会開発関連資金、それから商社、小売り業、集配センターなどの流通機構の整備に関連する資金、さらに自由化や産業構造の変化に対応して自動車ディーラー、情報産業、これは放送、印刷、出版等でございますが、そういう情報産業、それから海外資源開発、リース業等につきましても、前向きに資金供給が行なわれることを期待いたしております。

○堀委員 実は私ずつとお話を聞いていながら、出てくるかなと思つて出てこないんですがね。実はこれまでの貸付信託がやっております中で、私もやはり非常に問題だと思つてゐる、「国民経済の健全な発展に必要な分野」という中の一番当面必

要なのは、私は中小企業金融の問題だと思つてゐる、実は、この間の金融制度調査会のいろいろな調査の中でアンケートをとられても、要するに中小企業が中期あるいは長期の資金を非常に要望しておられることは明らかにしておる。幸いにして貸付信託というのは、主として五年ものといふことでありますから、要するに中期の資金を供給できるソースになっておるわけですね。そのソースになっておるところが実際には一・八%ぐらゐしか現在中小企業に貸していないといふことは、これは私は非常に思つてゐる、これは「国民経済の健全な発展」に役立つていないと思つてゐる、それは確かにこれまでの「産業投資を容易にし、もつて資源の開発その他緊要な産業」ということに引がかつて、この問題が置き去りにされるのではないか。しかし今日、いよいよ特恵関税を設けることになり、いろいろな世界的な諸情勢から見て、日本の中小企業問題というのはまさに国民経済の発展に必要な重要な部分になる、こう思つてゐる、いまのは個別的なお話であつたためにそうであつたかもしれませんが、そういう感触が実は伺い得なかつたわけですが、今後の貸付信託の運用に関する中小企業に対する配慮というのはどういふ考え方で行なわれるおつもりかをちよつと伺ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 確かに、ただいま申し上げましたのは業種別に申し上げましたために、中小企業という感じがあらはなかつたかと存じます。が、今回の改正の一つの重点は、いままで「資源の開発その他緊要な産業」という表現で、基幹産業、重点産業、大企業というところに集中的に融資が行なわれておりましたものが、「必要な分野」という表現に変わりましたことによりまして、中小企業に対する融資が順便になるというところ、一つの大きな改正の眼目でございます。さらに、これは副次的効果でございますが、有価証券を支払い準備等のために保有するという形によりまして、中小企業金融を安んじて行なつて、委託者の利益を害さないで行ない得るということになります。

○堀委員 現在地方銀行は五〇%ですか、都市銀行でも二十数%程度中小企業金融があるのです、貸付信託についてはいま申し上げた一・八%。今後どの程度のウェイトで中小企業金融に貸付信託を——一ぺんにはいきませんが、年次徐々にふやしていくわけですが、どの程度までを期待しておられるのかをお答えいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 これは何%という数字をただいま的確に申し上げることはたいへんむづかしいわけでございますが、発足後の状況を見ておりまして、あまりこのパーセンテージが低いようございまして、一般的な基準もしくは指導、そういうことをあらためて検討いたしたい。とりあえず発足後の状況を見守つてまいりたいというふうな考えております。

○堀委員 そこでもう一つの第十三条の二項に「受託者は、前項の方法によるほか、支払準備その他の必要がある」と認められる場合には、貸付信託の信託財産を、有価証券の取得の方法により運用することができ、こうなつておるわけですね。「支払準備」、これはわかりませんが、「その他必要がある」と認められる場合」といふのは、これはどういふ場合を想定しておるのでしょうか。

○近藤政府委員 典型の場合でございます、たとえば金融緩慢の時期におきましてコールより有価証券のほうが有利であるというふうな場合、これは四十年、四十一年に実際にそういう事例もあつたわけでございますが、そういう場合に、従来でございますと、有価証券のほうが有利であつても、これを持つておきますと今度金融引き締めになりました場合に、余裕金運用としてしか認められておりませんために、どうしても売却をいたさなければならぬということに相なりま

して、そこでいわゆるキャピタルロスを生ずることが多いわけでございます。したがひまして、そういう際に貸付信託の運営にあたります経営者といひましては、受託者といひましては、必ず委託者の有利でないほうの、たとえばコールといふようなほうに運用をせざるを得ないということになりまして、委託者の利益を守るといふことが十分にできないわけでございます。そういう場合には、やはり必要がある場合は有価証券を持つてよろしいということになっておりますれば、有価証券をその場合に受託者は保有をする、こゝによつて委託者の利益を守る。そのことがまた同時に金融政策としてはたいへんなメリットになるわけでございます、もしコール等に回してございまして、金融が再び締まつてまいりました時期にこれが一斉に戻つてきて、新たな貸し出しとして追加される、資金供給がブレが大きくなる、ふえ方が大きくなるということになります、それがそうでない形で、有価証券がそのまま保有されるということでございますれば、そのブレも少なくなるというふうなこと、そういう効果も期待できるかと思つております。

○堀委員 そこで、ちよつとこの貸付信託の自身の問題に入りますが、実は貸付信託の委託者の分析を見ますと、個人と法人と無記名とに分かれておりますね。そこで法人が昭和四十四年で二三・二%という構成比になっておりますね。大体貸付信託を見ると、二年ものと五年ものを見れば、ほとんど五年ものですから、そうなる、一体法人が、大体みな相当多数の借入れ金をやつておるものが、なぜ五年もの貸付信託を約一兆円近くも持つておるのか。これはどうも両建てではないのかという感じがするのです。貸付信託の両建て問題というのは実は私もこれまで取り上げていないのですが、これは銀行勘定における問題と同時に、信託勘定においても私はこれは異常なできごとではないのか、こう思つてゐる、大蔵省はこの点についてはこれまでどういふふうに見ておつたのでしょうか。

○堀委員 ちよつとこの貸付信託の委託者の分析を見ますと、個人と法人と無記名とに分かれておりますね。そこで法人が昭和四十四年で二三・二%という構成比になっておりますね。大体貸付信託を見ると、二年ものと五年ものを見れば、ほとんど五年ものですから、そうなる、一体法人が、大体みな相当多数の借入れ金をやつておるものが、なぜ五年もの貸付信託を約一兆円近くも持つておるのか。これはどうも両建てではないのかという感じがするのです。貸付信託の両建て問題というのは実は私もこれまで取り上げていないのですが、これは銀行勘定における問題と同時に、信託勘定においても私はこれは異常なできごとではないのか、こう思つてゐる、大蔵省はこの点についてはこれまでどういふふうに見ておつたのでしょうか。

○堀委員 ちよつとこの貸付信託の委託者の分析を見ますと、個人と法人と無記名とに分かれておりますね。そこで法人が昭和四十四年で二三・二%という構成比になっておりますね。大体貸付信託を見ると、二年ものと五年ものを見れば、ほとんど五年ものですから、そうなる、一体法人が、大体みな相当多数の借入れ金をやつておるものが、なぜ五年もの貸付信託を約一兆円近くも持つておるのか。これはどうも両建てではないのかという感じがするのです。貸付信託の両建て問題というのは実は私もこれまで取り上げていないのですが、これは銀行勘定における問題と同時に、信託勘定においても私はこれは異常なできごとではないのか、こう思つてゐる、大蔵省はこの点についてはこれまでどういふふうに見ておつたのでしょうか。

○近藤政府委員 その点につきましてはいろいろ分析をいたしてみたいわけですが、やはり共済組合などのいわゆる機関投資家の保有分が圧倒的に多いようでございます。

○堀委員 そうすると、いまの両建ての部分は貸付信託としてはいいという程度でしょうか。

○近藤政府委員 分析の結果はそれとおりでございます。

○堀委員 その次に、実は銀行勘定と信託勘定との行き来の問題でありますけれども、信託勘定から銀行勘定貸しというのがありますね。見てみますと、信託勘定にも少し問題があると思うのは、実はこの前三菱信託銀行の千頭さんに参考人として当委員会の小委員会にお越しをいただいたときに私は触れたと思うのでありますけれども、信託勘定で一年未満の運用をされておるものがあるのはおかしいじゃないですかという問題提起をいたしました。そのときに、当行にはありません、しかしそれはあまり適当でないからやめるようにしたいというお話でしたけれども、ちょうど資料の中では、貸付信託は〇・一〇程度のごさいます、金銭信託その他信託勘定に三〇の一年未満の運用が依然としてある。これは今後どういう形で処理をされるのか、お伺いしたいと思います。

○近藤政府委員 御説のとおりでございます、これは本来の信託銀行のあり方から申しましても例外的なものとして整理をしてみたいと考えております。

○堀委員 その次に、今度は銀行勘定のほうであります。銀行勘定は本来いろいろと規定があつて、普通の銀行の預金の取り扱いは違つたやうになつてゐるのですが、この銀行勘定で一年以上というのが二七・八％あつて、さらにその中で五年以上が一五・八、七年以上が六・〇ですか、そういうふうな資料をちょうだいしたわけですが、信託銀行はやはり信託をもって主たる業務として中長期の資金供給をやるべきもので銀行勘定という

のは、そういう信託勘定を持つておるところと取引の都合上、預金を受け入れるということばかりです。わかりませんが、少なくとも銀行勘定がこういう中長期の貸し付けをしておるといふのは、その他の金融機関から見ますとちよつと問題があるというふうな感じを受けやしないかと私は思うのです。やはり信託銀行は、少なくとも銀行勘定は短期運用にすべてを回すべきであつて、信託勘定を中長期に運用するというのがたてまえでなければならぬ。見ておきますと、信託勘定を一年以下に回してゐたり、あるいは今度は銀行勘定を五年、七年で回すなどというふうなことが起きておることはまことにどうも適切でないやうな感じがするのですが、これについてはいかがでございますか。

○近藤政府委員 実は従来のためえでまいりますと、信託勘定部門、特に貸付信託部門で住宅ローンではできないというやうなこともございまして、銀行勘定で住宅ローンをかなりやつておりました。ただいま御指摘の銀行勘定における五年以上の貸し出しのほとんどが住宅ローンでございまして、したがいまして、今度の改正案が御審議願へまして成立いたしますれば、銀行勘定における住宅ローンがかなりの部分貸付信託勘定において行なえるという形になつてまいらうかと思つております。

○堀委員 その次に、見てみますと信託勘定の貸し付けというのはいささか行なわれておるわけですが、それにもかかわらずその余剰金の一部が銀行勘定貸しになつてゐます。昭和四十五年の九月末では余剰の運用部分の三・一〇、千二百九十二億圓も信託勘定が銀行勘定貸しになつておる。ところが銀行勘定のほうにはこれはまたかなり余剰がある、余剰金がある、こうなつておるのですが、これはたゞさんのトータルの数字ですから、個別な事情のあるところがあるのかもわかりませんが、一体どうしてこういうふうな信託勘定から銀行勘定へ持つていかなければならぬのか、その点をひとつ承りたいと思つております。

○近藤政府委員 この銀行勘定に持つていつておられます部分のうちで、約九百億圓のものが貸付信託の受益証券の中途解約の場合の買い取り資金として用意されております分でございます。

○堀委員 最後、私は中小金融を少し拡大してもらいたい、こう申してゐるのですが、何さま信託銀行は店舗数が必ずしも十分でないわけですね。まあ大都市、主として県庁所在地程度ですか、非常に少ないのですが、中小企業金融をやるにつれてこれから何らかの対策が必要になつてくるのではないか、こう思ひますけれども、これらについてのお考えは一体どうか、そこを承りたいのです。

○近藤政府委員 この点は、信託銀行につきましては貸付信託制度であるとかいろいろ特殊の制度を保有されておられます関係上、店舗につきましては一般の銀行とある程度の差別をせざるを得ないというやうなことで、現在までのところ店舗数についてかなり限定的な、ただいまお示しのやうな方針をとつてきておるわけでございます。今後中小企業に対する信託銀行の融資の状況等をにらみながら、特に何らかの新しい手段を講ずる必要があれば、そのつど考えてまいりたいと思つております。

○堀委員 終わります。

○毛利委員長 関連質問がありますので許します。広瀬君。

○広瀬(秀)委員 貸付信託法の一部改正について、先ほどの質問で河野さんの時間を都合しなからやつたもので、それから大事な点を一つ忘れておりました、この点について質問をしたいのですが、今日まで貸付信託法が、言うならば開発銀行の融資と同じやうな、基幹産業、鉄鋼電力、海運、運輸、通信、化学産業、こういうやうなところに大衆の資金を集中して、産業投資の媒体になつて、うやうやな形ででき上がったわけでありまして、そう

いうことで今日までずっと行なわれてきたと思うのですが、大体金銭信託あるいはその他の貸付信託、年金信託というやうなことで大衆の預金が大分であつた。そういうやうなものが大衆には還元されない、融資をされないでいた。その貸し付けのシェアは、そういうやうな基幹産業向けにどのくらい使われておつたか、この点をひとつ伺いたい。

○近藤政府委員 先ほど堀委員から御指摘のございました一・八もしくは一・七というやうなところが中小企業に向けられました以外のものは、ほとんどみないやうな基幹産業的なものであつたわけでございますが、それをさらに分類いたしますと、四十五年三月現在で、いわゆる四重点産業が一・六、製造業が全部で六六・一、運輸通信業、これは私鉄などが主でございますが、それが一二・三、そういうやうなところに相なつております。

○広瀬(秀)委員 そういうやうな非常に四大産業、そういうやうなところに集中しておつたわけでありまして、今回新たに、資金需要というものが多様化してきて、国民の必要とする資金需要というものが生活面にかなり強まつてゐる、そういうやうなところから、住宅にも融資をする道を開こう、あるいはまた流通機構の改善など、そういう卸、小売り業というやうなところにも貸していこう、こういうことになつたわけでありまして、これは機械的に、それではいままでの大部分を占めておつた貸し付け分野をどれくらい減らして、そういう方向に向けていくかといふことを、数字で何％どうするんだというやうなことはなかなかむずかしいにしても、せつかく法律はつくつたけれども、いままでと同じやうな結果が出るのであれば、この貸付信託法を改正した最大の趣旨というものが生かされないわけですね。これについて具体的にどういふ誘導政策というものを行政指導の中でやつていくおつもりであるのか、この点をひとつはつきり方針を伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 この点につきましては、すでに

産業構造の変化その他の客観情勢に対応いたしまして、信託銀行自身が現行法のワクというものについて非常に窮屈さを感じておりましたことは事実でございます。したがって、法の改正が行なわれれば、信託銀行が自主的に良識をもって相当、貸し付け、貸し出し内容の変更を行なうまいというふうに考えておりますが、ただ、その状況を見守りながら、私どももいたしまして、もし必要な指導を行なわなければならないという場合になりましたらそういう指導を強力に推進いたしたいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 その点が私は今度の法改正において非常に大事な問題点であろうと思うわけでありまして、何年かの経緯を見ないとその結果はわかりませんけれども、私どもがまたここで、あのときにそういう問題点を指摘したのだけれども、個人住宅の需要が非常に強いにもかかわらずどうも貸付信託法の中で信託銀行からなかなか金が借りられぬ、あるいはまた、卸、小売り等の今日物価との関連で問題になっておる、そういうような面の改善の資金としてあまり有効に働かなかつたというようなことのないように、これはニードがあつて、業界としてはむしろそっちの信託銀行のほうからそういう要望もあるということで、それにまかしておいても相当その需要にこたえるということが行なわれるのではないかと手放しのな樂觀じゃなくて、この法律をつくつたものというのは、そういう新しく住宅分野にも資金を供給しよう、あるいは流通機構改善の面についても、卸、小売り商などにも融資をしていこうということなんでしょうから、そういうものが実現できるように、やはりこれは銀行局としてもある程度監視をし、指導をし、この法のメリットの一番大きい問題が、国民生活を、やはり貸付信託法においても信託銀行がそういう一翼をになつて、そういう需要にこたえたのだというふうな結果が出るように、やはり積極的な指導というものが、必要だ、このように考えるわけでありまして、その点強く要望をいたしておきたいと思うわけで

あります。

以上で終わります。

○毛利委員長 これにて両法律案に関する質疑は終了いたします。

次回は、来たる十九日金曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

昭和四十六年二月二十三日印刷

昭和四十六年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F